

平成26年12月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成26年12月4日(木) 午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 3号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第80号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第81号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第82号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第83号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第84号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 日程第12 議案第86号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第13 議案第87号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第14 議案第88号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第15 議案第89号 愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第16 議案第90号 愛荘町近江上布伝統産業会館の指定管理者の指定につき議

決を求めることについて

日程第17 議案第91号 愛知川東小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

日程第18 議案第92号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

日程第19 議案第93号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)

日程第20 議案第94号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第21 議案第95号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第96号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第97号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23

出席議員(14名)

1番 上林村治君	2番 西澤桂一君
3番 伊谷正昭君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 河村善一君	8番 小杉和子君
9番 本田秀樹君	10番 瀧すみ江君
11番 森隆一君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 吉岡 忍ミ子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 宇野一雄君	教育長 藤野智誠君
総合政策部長 林定信君	住民福祉部長 川村節子君

総務部長	中村治史君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	小杉善範君	環境対策主監	北川 徹君
産業建設部長	北川元洋君	教育管理部長	青木清司君
教育主監	上田仁紀君	健康推進課長	酒井紀子君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
人権政策課長	本田康仁君	生涯学習課長	山本隆男君
総務課長	大橋靖子君	住民課長	徳田郁子君
商工観光課長	廣瀬猛君	農林振興課長	藤居祐司君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 林 忠 恭	書	記	宮 崎	淳
--------	---------	---	---	-----	---

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） 皆さん、おはようございます。師走を迎えまして一段と寒さが増してまいりましたが、議員各位におかれましては何かとお忙しい中、また本日のようにお足もとの悪い中、ご出席していただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会に提案されました議案につきましては、議員各位におかれましては活発な議論をもとに、適正にて妥当な議決をいただきますことを心からお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

よって、平成26年12月愛荘町議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番 森隆一君、12番 竹中秀夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より12月19日までの16日間にした
いと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19

日までの16日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第3 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

○町長（宇野一雄君） 皆さん、おはようございます。早朝よりありがとうございます。

本日ここに、平成26年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中に関わりもせず、早朝よりご出席賜り厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政各般に渡りまして、格別のご支援ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、本年も残すところ1ヵ月を切りました。本年は、天候不順や自然災害が顕著に表れた年ではなかったかと思っております。梅雨以降、全国的に台風や長雨、局地的豪雨などが多く、西日本を中心とした大雨と日照不足につきまして、30年に1回以上の割合で起きる異常気象との見解が示されたところでございます。

特に、台風11号来襲以降の局地的豪雨などにより、全国的に河川の氾濫等により大きな被害が出ております。また、広島市におきましても、8月19日深夜から20日未明にかけての局地的豪雨による土砂災害によります一部の地域で大災害が発生し、73人もの方々の尊い命が奪われるなど、甚大な被害が発生したことも、記憶にも新しいところでございます。

また、9月27日には長野・岐阜両県にまたがる御嶽山の噴火で56人の死亡が確認され、気候の関係で捜査は中止されておりますが、なお多くの方が山中で行方不明となった痛ましい大災害が発生いたしました。

また、近々では長野県を震源に震度6弱の地震が発生し、家屋の倒壊が確認されるなど、多くのけが人が出ておりますし、阿蘇山の中岳も噴火いたしております。阿蘇山噴火での被害は発生していないようではございますが、自然災害の脅威を再認識させられた年でなかったかと思っております。

愛荘町におきましては本年豪雨により、一部で町道の法面崩壊や宇曾川ダム右岸道路の法面の崩落などが発生いたしましたが、幸いにも大事には至りませんでした。今

後とも、地震や風水害など発生が予測されます自然災害に備えまして、危機管理体制の充実、タイムラインの設定など愛荘町地域防災計画に基づき、万全の態勢で防災減災に臨み、住民皆さまが安全で安心な生活が送れるよう、防災に強いまちづくりを進めてまいることといたしております。

さて、今期定例会に提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

専決処分の承認案件1件、改正条例案件5件、定住自立圏形成協定変更案件1件、町道路線の認定案件1件、指定管理者の指定案件6件および平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、合わせまして19案件をご提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要をご説明申し上げます。

まず、承認第3号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることにつきましては、衆議院議員の解散に伴いまして、12月14日に執行されます衆議院議員総選挙に伴う必要経費につきまして、選挙準備を進める必要がありますことから、解散日でございます11月21日付けで地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

次に、改正条例案件5件につきましては、議案第80号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例に規定されております現金出納検査日と実際に実施いたしております検査日との不整合を是正するため、改正をお願いするものでございます。

議案第81号から議案第83号までは、人事院勧告によります関係条例の改正をお願いするものでございまして、人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置として情勢適合の原則に基づき国家公務員の適正な措置を確保しようとする民間給与を基に地域間や世代間のバランスのとれた企業制度などを確保制度するための措置として、国会および内閣に対して勧告をされているものでございます。

この勧告に伴い、総務省より地方公務員法第59条および地方自治法第245条の4、いわゆる技術的助言としての通知が出ており、合わせて滋賀県におきましても平成26年度職員給与決定に関する人事院勧告が出ておりますので、これらを総合的に

勘案し、人事院勧告の趣旨を踏まえ、給与改定を行おうとするものでございます。

まず、議案第81号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、期末手当にかかります関係条文の改正でございます。なお、町議会議員の期末手当の改正につきましては、愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例第5条第2項後段により、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の規定によりまして、期末手当を受ける職員の例により、一定の割合を準ずる額と定まっております、議案第81号を議決いただきましたならば、自動的に適用となります。

議案第82号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議案第81号と同様で期末手当にかかります関係条文の改正でございます。

議案第83号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職員につきましては、民間給与との格差是正を踏まえ、行政職係累表など平均0.3%の引き上げ改定を行うものでございます。また、通勤手当、期末勤勉手当につきましても所要の改正を行うとするものでございます。

次に、議案第84号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、国において産科医療保障制度掛け金の見直しが行われましたことに伴い、出産一時金の基本額を引き上げようとするものでございます。

次に、議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてでございますが、平成21年10月4日に彦根市と締結いたしております本協定におきまして、事業の進捗状況など一定の評価を行いまして、全事業が完了しているものなど、変更が生じてまいりましたので、形成協定の変更をするものでございます。

次に、議案第86号 町道の路線の認定につき議決を求めることでございますが、斧磨集落内の町道斧磨平木線が狭あいでは里道など不都合が生じることから、新規で町道斧磨外周1号線を整備しようとするものでございまして、用地確保など事業を円滑に進めるため、路線認定をお願いするものでございます。

次に、議案第87号から92号につきましては町立公施設の指定管理者の指定につき議決を求めるものでございまして、それぞれの公の施設で平成27年3月31日で現在の指定管理の期限が満了となりますことから、平成27年4月1日からの指定管

理者の指定をお願いするものでございます。

まず、議案第 87 号は愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターの指定管理者の指定でございまして、事業関連法律などの改正を踏まえ、ソフト事業などの検討が必要となっておりまいますことから、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

議案第 88 号につきましては、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがセンターでございまして、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間といたします。

議案第 89 号につきましては、愛知川駅コミュニティハウスおよび愛知川駐車場でございまして、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間といたします。

議案第 90 号につきましては、近江上布伝統産業会館でございまして、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間といたします。

議案第 91 号につきましては、愛知川東小学校区学童保育所でございまして、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間といたします。

議案第 92 号につきましては、愛荘町立ハーティーセンター秦荘でございまして、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間といたします。

次に、議案第 93 号 平成 26 年度愛荘町一般会計補正予算（第 8 号）でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,104 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 97 億 4,879 万 1,000 円とするものでございます。

主なものをご説明申し上げます。歳入につきましては、普通交付税の交付決定に伴い 1 億 4,381 万 3,000 円、旧町営住宅長野団地の公売などによります財産売払収入 6,063 万 4,000 円、諸収入といたしまして、国営新愛知川事業水源地点对策金積立金返還金 6,229 万 3,000 円をそれぞれ増額するものでございます。また、県支出金のうち強い農業づくり補助金につきましては、対象事業でございまして農協乾燥施設整備の入札で執行残額が生じたため、補助額 3,589 万 5,000 円を減額し、また臨時財政対策事業発行可能額に伴いまして 510 万円の減額をするものでございます。

歳出につきましては、人事院勧告に伴います給与改定に必要な人件費および特別会計への繰出金の増額のほか、農地法改正によります農家台帳システム改修に必要な経費 324 万円、投票区変更による選挙システムの改修 40 万円、老人ホーム入所措置費 349 万 4,000 円などを、それぞれ増額し、入札執行に行います小集落地区改良事業 440

万円、学校 ICT サポート事業 979 万 9,000 円、愛知川図書館屋上防水改修工事 800 万円などを、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第 9 4 号 平成 2 6 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,000 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,199 万 1,000 円とするものでございまして、人事院勧告に伴います給料改定に必要な人件費および高額療養費などの増額により増額をお願いするものでございます。

次に、議案第 9 5 号 平成 2 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,127 万 7,000 円とするものでございまして、人事院勧告に伴います給与改定に必要な人件費の増額をするものでございます。

次に、議案第 9 6 号 平成 2 6 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 580 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 2,496 万 8,000 円とするものでございまして、人事院勧告に伴います給与改定に必要な人権費などの増額をお願いするものでございます。

次に、議案第 9 7 号 平成 2 6 年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 366 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 4,525 万 3,000 円とするものでございまして、人事院勧告に伴います給与改定に必要な人件費の増額、および諸収入で平成 2 3 年度の競売入札妨害事件にかかります損害賠償金を収入するものでございます。

以上、平成 2 6 年 1 2 月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（吉岡 糸 子 君） 日程第 4 一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（吉岡 糸 子 君） 1 0 番、瀧 すみ江君。

[1 0 番 瀧 すみ江君登壇]

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。一般質問を行います。今回は、高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画のみについて質問します。

現在、策定委員会で膨大な資料について活発な協議が行われているところです。

10月27日に平成26年10月付けの高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の第1次素案について協議されました。また、11月14日には介護保険料についての協議も行われました。私も資料をいただき、傍聴させていただいていますので、私なりに考えたことを4点ほど質問したいと思います。

まず、第1に、計画第1次素案、「第4章 重点目標別施策の展開」中、重点目標1、介護予防の充実、施策I健康づくりの推進は、健康に年を取ることが理想であり、介護保険料の引き上げを抑えるためにも重要なことですが、絵に描いた餅にならないように実行していかなければ効果は生まれないと考えます。

内容のほとんどは健康推進課の業務ですが、計画策定担当の福祉課・地域包括支援センターと健康推進課がどのように連携を取れば目標を達成できるのかについて答弁を求めます。

第2に、重点目標2、在宅介護サービスの充実、施策3地域密着型サービスの充実で、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の導入また小規模特別養護老人ホームの設置が書かれ、第6期介護保険料の見込みにも、この内容が含まれていますので、もし計画期間内に実行できなければ、被保険者から余分に保険料をいただくこととなります。

計画の3年間で、これらを実行するためには、現在既に準備段階の動きや立ち上げの情報などがあってしかりですが、どのような状況なのか、確かに実行できるのかどうかについて答弁を求めます。

第3に、「第5章 介護保険事業費の見込みおよび介護保険料」のところに関わって、11月14日、介護保険運営協議会に引き続き、策定委員会が開催され、「第6期介護保険料の見込み」という資料に基づき、協議をされました。資料には金額は書かれていませんが、中間・高め・低めという3つのパターンの介護保険料の試算があり、被保険者数、要支援・要介護認定者数、各種サービスの給付費などの推計と、総費用見込み額などがそれぞれのパターンごとに列記されていました。

それに対し、委員のほとんどの方々が「数字を並べたてるだけではなく、保険料算出の前提となる町の考え方を示してほしい」という意見を言っておられました。結局、

委員の方々が納得できる返答はなく、予定以外にもう1回会議を持つことになり、担当課は「その時に考え方を示す」との返答をしました。私も委員の方々の意見はもつともなことだと思いました。方針があとづけでは町民説明会としても、第6期介護保険料に対する説明責任を果たすことはできません。

そこで私の方からも、どのような考え方から、第6期介護保険料を決定するのかについて答弁を求めます。また、コンサル任せになっていないのかどうかについても答弁を求めます。

最後に、「第6章 計画推進のための方策」中、(3) 地域支援事業の推進のところでは、介護予防・日常生活支援事業の実施について、要支援者に向けた通所介護、訪問介護の提供として、既存のサービス提供事業所における実施と合わせ、新たな提供体制を構築していきます。通所介護については、各地域総合センターにおける介護予防教室やプールを活用した運動教室を実施するとともに、生活・介護支援サポーターの養成により、地域サロンをデイサービスの受け皿とすることを検討していきます。訪問介護については、生活介護支援サポーターの養成を通じて、見守りや買い物支援、洗濯や料理などの家事援助、電球の取替やごみ出し等の日常生活上の支援ができる人材を確保していきます。また、認知症支援対策として、町内の地域密着型サービス事業所との連携による支援を検討しますと書かれています。

この部分は、法律が変わることに伴う記述であり、自治体の格差が出てくるところだと考えます。要支援者サービスの新たな提供体制への移行については実施を遅らせ、平成29年3月末まで現行の仕組みを継続することを求めます。

併せて、国策があるので仕方がない記述かも知れませんが、実際に要支援者の実態を考えた時、新たな提供体制が重度化につながらないのか、今後養成される生活介護支援サポーターの責任面での負担につながらないのかについて見解を求めますので、答弁を求めまして終わります。

○議長（吉岡系ミ子君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 酒井紀子君登壇〕

○健康推進課長（酒井紀子君） 瀧議員のご質問のうち、1点目の「計画策定担当の福祉課、地域包括支援センターと健康推進課がどのように連携をとれば目標を達成できるのか」についてお答えいたします。

福祉課、地域包括支援センターや健康推進課は、町民皆さんが健やかに暮らしてい

ただくことを目的に業務を進めています。若いころからの健康づくりは生活習慣病の予防だけでなく、将来の介護予防につながり、その結果として医療費や社会保障費の安定につながります。そのために健康推進課では青年期、壮年期の栄養教室や健診結果説明会などを実施し、生活習慣病を予防するための健康づくりを進めています。そして、加齢に伴う心身の変化や体力の衰えなどにより、できる限り重い介護状態にならないように、脳の健康教室や運動教室などの介護予防教室を地域包括支援センターが担うというように、双方が連携して事業に取り組んでいます。

今後も健康維持と介護予防が効率よく遂行できるよう福祉課、地域包括支援センターと健康推進課が連携し、事業を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） 瀧議員のご質問の「高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画について」お答えいたします。

高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業の策定については、15名の策定委員のご協力により、現在素案を審議していただいている段階であります。

2点目の「定期巡回・随時対応型訪問介護・看護および小規模特別養護老人ホームの設置が今どのような状況であるか、確かに実行できるのかどうか」のご質問についてですが、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護の状況は採算性などにより、県内では1事業所のみが広域で事業展開を成されているだけです。

利用者にとっては、今後必要なサービスとなるため、策定委員会においてもご意見をいただき、事業者が参入しやすい条件を広域において調整し、導入していきたいと考えています。

また、小規模特別養護老人ホームの設置は、特別養護老人ホーム入所待機者の解消を図るため、現在1事業者から具体的な照会があり、ほかにも問い合わせがある状況です。いずれの事業も町に事業所指定の権限があるため、公募において事業所の選定を行い、サービスの確保に努めてまいりたいと考えます。

3点目のご質問の「どのような考え方から第6期介護保険料を決定するのか、またコンサル任せになっていないのか」については、高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の策定において、5つの重点目標を掲げ、達成に向けた施策の展開を

検討いただいています。

その中でも特に重点的な方針を掲げて必要な費用額を算出し、国が示している基準などを参考にしながら、愛荘町の保険料のあり方について提起いただき、決定していく予定をしています。

また、コンサルの活用については、内部や関係機関と協議を行い、コンサルとの打ち合わせにより、事務を遂行しており、コンサル任せにはなっていません。

4点目のご質問の「新たな提供体制への移行の実施については、実施時期を遅らせ、平成29年3月末まで現行の仕組みを継続することと重度化につながらないのか」については、現時点では平成29年4月より実施を予定しております。ただし、通所介護の受け皿や訪問介護の人材育成の体制が整えば、実施時期を早める場合もあります。

重度化については、9月議会で答弁しているとおり、提供体制の整備が図れた時点で専門的なサービスを提供する基準を設けてはと考えており、必要な方には引き続き専門的なサービス提供を行うことにより、重度化にはつながらないと考えています。

もう1点のご質問の「今後養成される生活介護サポーターの責任面で負担につながらないのか」については、生活を支える役割を担っていただくことになり、身体介護に携わっていただくことは考えておりません。また、地域でのサロンなどの居場所づくりにも担っていただきますが、責任面がサポーターの負担とならない居場所づくりを予定しています。

以上、答弁といたします。

○議長（吉岡 丞三子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。1問1答で質問を行います。

まず、1点目の健康づくりの推進についての質問をします。今、答弁いただいたように、本当にこのとおりだと思うのですけれども、それに基づいて高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画と同じ平成27年度から始まる健康あいしょう21第3期案と第2次愛荘町食育推進計画案の提示が先日開催された議員全員協議会でありました。

このような計画は、その結果がすぐ目に見えるものではありませんけれども、健康な高齢者を増やすためには、先ほど答弁いただいたように、若いころからの健康づくりや食習慣の改善、また健康診断を受けて、病気の重度化を防ぐことが必要だと考えます。町としては、そのための抜本的な条件づくりや啓発の取り組みが求められると

ころです。

先日、提示されました健康あいしょう 21 の案、第 2 次愛荘町食育推進計画案の策定が介護予防の充実のために、高齢者保健福祉計画および第 6 期介護保険事業計画の策定と、この中の図を見ますと、横並びで書かれておるわけですがけれども、本当に関連深いものと思いますけれども、これをつくる、策定する段階で、福祉課と地域包括支援センターの介護保険関係の担当課と、そして食育推進計画と健康あいしょう 21 は健康推進課で進められていると思うのですけれども、これらの計画を策定するうえで、この関係各課がどのような協議をされてきたのかということについて、答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡 糸子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井 紀子君） ただいまの瀧議員の各課、どのように連携して協議してきたのかということで、健康あいしょう 21 第 3 期計画、第 2 次愛荘町食育推進計画の方の部分から説明をさせていただきたいと思います。

健康あいしょう 21 も食育計画もですけれども、庁内の関係各課、教育委員会、特に給食センターでありますとか、農林振興課、商工観光課、それから福祉課も含めまして、庁内の各関係課の担当の方々と協議をしながら、庁内の協議をしながら進めてきました。

策定にあたりましては、各種団体の代表さんでありますとか、人材バンクから福祉・健康・医療の部分に登録をさせていただいている方、住民さんの代表として来ていただきまして、その方々とも協議しながら検討を進めてまいっています。また、健康推進課も福祉課もですけれども、県の関係機関であります保健所の方からも参画させていただいて、その在宅介護の部分につきましても、話が出た中で、健康あいしょう 21 の方は進めてまいっているところでございます。そのような協議をしております。

○議長（吉岡 糸子君） 10 番、瀧 すみ江君。

○10 番（瀧 すみ江君） 今の健康あいしょう 21 と食育推進計画の協議について、お聞きしましたところですがけれども、私が感じるのには、計画なのでそうかもしれませんがけれども、スローガンのような内容が多く、具体的な施策の推進について、先日出されたのを読ませていただくと、そういうように、それが具体的施策の推進についてはあまり記載されていないように思いました。

このような計画、何についての計画でもそうですけれども、今年よりも来年、来年

よりも再来年と目標に向けての動きに進展がなければ計画を立てる意味がないと思います。来年度の予算編成が今行われているところかと思いますが、計画推進のために、どのような方針を考えているのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（酒井紀子君） 目標に向けての進展について、計画策定にどのような具体的な施策を考えているかということで、お答えさせていただきたいと思います。

健康推進課の方では、健康づくり、それから保健指導なんかを力を入れているところなんですけれども、成人につきましては、まずは健診を受けていただきたいということで、皆さんに案内を年に数回出させていただいているところなんですけれども、それに上乗せで訪問でありますとか、通知それから電話等で未受診の方へのご案内をさせていただいたり、それから結果、あと医療機関へ行っていただくとか、そのあと自分で生活改善をしていただくところにつきまして、6ヵ月とかかけて、それから8ヵ月かけて健康づくりをしていただいているんですけれども、そのところに進捗状況を住民さんにお伺いする等で事業を展開しているところです。

そこにつきまして、健康増進事業の方で予算を持たせていただいていますことと、国保の特定健診、特定保健指導も健康推進課の方で担当させていただいておりますので、その部分についても、保健師や栄養士がその部分を担うということで、予算を取らせていただいているところです。そのような形で来年からの具体的な方法を考えております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。それでは第2点目の地域密着型サービスの充実について質問します。

先ほどの答弁では、小規模特別養護老人ホームの設置については、現在は1事業者からの照会があるということで、ほかにも問い合わせがあるということをおっしゃって、そして随時対応型訪問介護・看護は、なかなか展開は容易ではないというふうには受け止めさせていただきました。

そういうことですけれども、やはり、この間の策定委員会の方でも、介護保険の算定の中の内容にも入ってございましたし、やはり実現していかないと、介護保険料をいただくうえでも、矛盾が生じてくるのではないかと考えています。

それで、行政としてこのようなことについて、愛荘町の高齢者のために、この2つが絶対必要だという積極的な考えがあるのかどうか、あるから計画に掲げたんだということなのかどうかということについて、答弁をいただきたいと思います。

というのは、小規模特別養護老人ホームの設置というのは、現在1事業者が照会があるということ为先ほど答弁で言われましたけれども、1事業者が言われているから、照会があるからやってみようかというのと、本当にこのようなものが必要なんだということを行政が本当に堅く考えてそれを進めていかれるのと、差があると思います。

受身の形ではなく、積極的に考えておられるのかどうかということで、やはりそういうポリシーという部分でも実現性が違ってくると思いますので、このようなことについての見解を、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） ご質問の内容ですけれども、小規模特別養護老人ホームにつきましては、現在町内の2つの老人ホームがありますけれども、その中で約70名程度の待機者がおられるというような形の中でアンケートなり、策定委員会の中でもいろいろな業種の方が来ておいていただきますので、その中のご議論としまして、その待機者を何とか解消していかなくてはならないというのが出てきた中で、地域密着、小規模特別養護老人ホームと言っていますけれども、地域密着という愛荘町の人しか利用できない老人ホームがいいのか、それか広域的な今展開されているような老人ホームがいいのかという議論をしていただいていたところでございます。

その中で、先ほど答弁いただきました1事業者が提案をされてきているというのももちろんございますが、必要があるからという考え方の中で、今回計画の中でご審議をいただいているということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう1点の随時対応型の件ですけれども、これにつきましては、答弁してありますとおり、なかなか困難な部分がございます。ただ、県下の状況を聞いていますと、近隣の市においても、来年度取り組むような情報を得ておりますので、そういう中で何とか一緒に共同的に設置していけないかということも、今模索しているところですのでよろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） それでは、3点目の介護保険料に関わってですけれども、

11月14日の策定委員会を傍聴させていただきましたが、コンサル会社の方が計算根拠について具体的に話しておられました。これはわかりやすくはっきりと話しておられたんですけども、私を感じたということと言わせてもらうんですけども、それについて、委員の方が先ほど最初の質問でも言わせていただいたように、いろいろな質問や意見が出たわけです。それで行政の方も担当課の方が答弁をされていました。けれども、委員の方が方針的なことは何かということを知りたいのに、その説明をはっきりしていなかったということ、私は印象を持ちました。

やはり、試算の前段階に町の独自性、町の方針について、しっかりと行政内部で十分な協議をすべきだと思います。それで、その方針に基づいて、コンサルが保険料算出を行っているというのが、先ほどは答弁でされていましたが、ちょっとこの間見ていると、それについて、どうなのかなというふうに思ったわけです。

そういう点において、やはりしっかりと行政内部で十分協議をしておられるのかどうかということ、再度お聞きしたいと思います。それに基づいてコンサルの方と、その方針が先がないといけないわけですので、それについてコンサルの方が計算を、その根拠に基づいて計算をされていくのが本当ですが、この間ではその場では、答弁がしっかりできていないということで、再度先ほど答弁をいただいていますけれども、もう一度詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡あみ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、お答えいたします。先ほどのご説明の中でも申しましたとおり、5つの重点目標ということで、重点的な課題があって、それを目標にしているという中で、前回説明をさせていただきました。

委員の皆さまからは、その中でも何を、この今保険料算定の中で重点的に項目があがっているのかというようなご質問であったかというような形に思っております。特に今ほど、先ほどの地域密着についてとか、介護予防についてはご説明できる部分でしたが、なかなかそこは十分説明ができる根拠資料を出せていなかったというところで、次回の委員において、そこら辺を協議していただくというような形になったところでございます。

基本的には、コンサルの方には先ほどの施設を増やすとか、介護予防の部分で、こういう努力をしていく中でということで、ワークシートと言うシートが全国統一のシートがありますので、それで保険料が算出されてくると、そのシートに関してはコ

ンサルさんに調整をお願いをしているというような形をとらせていただいておりますので、内容についての説明について、担当者の方が不十分であったというのは、ワークシートの中身を十分把握しきれていなかった部分かなというふうには思っておりますので、今後その中身についても、十分周知するような形で対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 介護保険料について、もう1点質問します。第5期の介護保険料を決定するとき、介護保険給付準備基金1,000万円を残して、それ以外は取り崩したという過程において金額を算定されました。

今実際に3年間は経っていませんけれども、もうじき3年経つという今、基金の取り崩しはまったく行われていないということで、平成25年度決算日には5,856万3,325円の介護保険給付準備基金が計上されています。この結果に対する評価と今後の課題について答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） お答えいたします。事業計画との乖離の部分になってくると思っております。特に介護保険の準備基金の取り崩しにつきましては、3年間のうちで計画していくということで、保険料につきましては決定しますと、通常1年目は余剰金が出てきて、2年目にちょうど単年度が何とか収支できる、3年目に1年目の余剰金を利用してというような形で積算するのが通例というようにとらまえております。

今回につきましては、今年度まだ基金の取り崩しは、この2年間行っておりませんので、評価といたしましては、給付費が推計より伸びていないというようなことが推測しております。その中で評価といたしましては、介護予防の部分が少しずつ浸透してきた成果が出てきているのではないかなというふうに思っておりますし、できるだけ包括支援センターなりが地域に出て行っているいろいろなお話とか、介護予防に対する出前講座等を実施している成果が表れてきているのではないかなというふうには思っております。

それとともに、介護保険制度の中で、かなり不安を持たれている部分もございますので、そこら辺の不安の部分を解消してきた成果もあるのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡系ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 介護保険料のことで、議会に関することで、もう1点質問させてもらいます。

議会は介護保険料の条例改正だけ、議案としては介護保険料については、その議案だけが上程され、それを審議して議決することになります。しかし、そこに至る経過説明などが細かく説明されているかといったら、そうではないと思いますし、議会に対する、このことについての情報提供は、私としては不足していると考えています。

例えば、子ども子育て支援新制度については、来年度から制度が新しく始まるということもあるかも知れませんが、繰り返し事細かに報告されています。介護保険もそのことから言えば、法律が来年度から本当に法律自体は決まっているわけですがけれども、来年度からの実施が大きく変わり、情報の提供は同じように必要だと考えています。

また、ほかのそれぞれの計画案がパブリックコメントを実施する前には、各担当課から議会に対し、全協などで計画案を配り、説明され、議員、議会の方もご意見等をお願いしますという言葉も添えられて、そのように行われています。

高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画は。計画でいきますと12月から1月にパブリックコメントを実施することになっています。もちろん、策定委員会の方で確か12月22日に、だいたいの枠を決められるということで、なかなか日程的にはどうかなという懸念もあります。

けれども、他の計画等はそうやって議会に対し、資料提供などされているので、やはりこの計画についても、議会に対しての何らかの、そのような同じような取り扱いをしていただきたいと思います。このことについての見解を求めておきます。

○議長（吉岡系ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） お答えいたします。前回の全員協議会で4つの福祉計画の説明をさせていただいたと思います。あと、福祉課の方で、今議員おっしゃった計画の部分と障がい者の関係の2つの計画が残っております。高齢者保健福祉計画および第6期の介護保険事業計画につきましては、12月22日の策定委員会が終わりましたから、パブリックコメントの方に入っていきたいなというふうには思っておりますが、その内容について、前と同様に、議員の皆さまにもご説明する場をつくっていきたく思っておりますし、障害福祉計画の方についても同様に思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。それでは、最後ですけれども、最後に言わせていただきました地域支援事業の推進について質問したいと思います。

やはり、答弁では重度化にはつながらないと、そういうようにやっていくというような答弁をされておりますけれども、記述を見ると、新たな提供体制が要支援1・要支援2の軽度者に対するサービス低下につながるのではないかという不安を、私は持たずにはられません。

9月議会でも申し上げましたけれども、平成25年度の愛荘町介護保険事業特別会計決算概要の方で、第5期介護保険事業計画との比較と課題の中で、介護予防サービスが大幅に伸びており、このことは軽度の段階から通所介護（デイサービス・通所リハビリ・福祉用具貸与）を利用されることが増加したためであり、重度化にならないよう取り組みを進めてきていることの表れではないかと考えられると書いてあります。

先ほどの答弁でも、介護保険の準備基金を使わずに済んだのは、介護予防に、重度化になるのを防ぐような取り組みをしてきた成果ではないかということを言われております。この新たな提供体制の内容と、このように平成25年度においては、行政自らが要支援者に対する専門的サービスが重度化を防ぐと評価されていることと、これ整合性があるのかどうかということが、私は疑問に思います。ということで、見解を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） ご質問にお答えいたします。整合性があるのかという部分でございますが、愛荘町においては、新たな提供体制をつくっていく必要があると思います。国の考え方は、今ある地域資源を活かして行ってという部分を言われておりますが、なかなかうちの愛荘町は十分な資源がないというふうに考えております。

その中で、生活介護サポーター養成講座等を実施しながら、ボランティアさんの力を何とか活用できる組織づくりをつくっていく必要があると思っておりますので、それとともに、いろいろな関係機関が連携しながら、29年の4月には間に合うような形で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。その新たな提供体制で、生活介護支援サポーターの方が中心となって、デイサービスの代わりに地域サロンを行うだとか、訪問介護の代わりとして日常生活上の支援をしていくということを書かれておまして、そのことについては、答弁の方では身体介護に関わってもらおうということは考えていない、責任面はサポーターの負担とならないように居場所づくりを予定しているというふうに答弁しておられます。

ですが、生活介護支援サポーターというのは、ホームヘルパーの資格を取りに行くのとは違って、無資格の方の中で研修を受けてやられることかと思しますので、その方が、例えば、訪問して、ごみ出しとか何か洗濯物を干すとか、そういうことをされたとします。それはできると思います。でも1対1で行われた場合、例えば一人暮らし方のところに、その方が行かれた場合、そうしたら、何か介助が必要となる、例えば、倒れ掛かってきたとか、ころんだのを起こすとか、トイレに行かれるとか、そういう場合に身体的介助というのは必要になるんじゃないか、そのようなことを考えて、これは本当にできるのか、そのサービスというのは成り立つのかということを、本当に懸念するわけです。

そして、地域サロンの関係ですけれども、10月に教育民生常任委員会の研修で愛知県高浜市に視察研修に行きました。そういうことで、そこにある5つの宅老所の方は社会福祉協議会の職員さんが1人は配置されており、その中にはボランティアさん、職員さんの1人とボランティアさんが来てやっておられるわけですが、説明で聞いた時には、そのボランティアさんの中に1人はホームヘルパーの資格を持った人を配置していますというふうに答えておられました。やはり、このような体制が必要ではないかと思えます。

資格がないと介助が必要な時に対応できないなどの問題が出てくると考えますけれども、今現在で、この新たな提供体制をすることで、負担とならないとか、身体介護に携わってもらおうことを考えていないと言っておられるのですけれども、やはりこの実施によってどのような問題が想定されるのか考えておく必要があると思うのですが、その問題点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） お答えいたします。生活介護支援サポーターさんについては、基本的に国は20時間の講習を義務づけておりますが、愛荘町としましては、

今年度実施するにあたり、約 25 時間というような形で予定をさせていただいております。

その中身につきましては今ご指摘いただいたような部分について、どのように対応していくかというのを、いろいろな関係機関の方にもご講義をお願いする予定をしております。

それと、先ほどお話をいただきました居場所づくりの中で、高浜市の場合は確かにそのような事例になっておりますが、本町の今のところの考え方としましては、地域に根差しているサロンを何とか活用していきたいというような形で考えております。そのサロンをどのような形で、ヘルパーさんの資格がいるような方がどうしてもいるようなサロンになってくるのかというのは、今後議員がおっしゃっていただいた内容も十分検討しながら考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） ちょっと答弁が食い違っていますので、私はこの実施をした場合、どんな問題が想定されるのかと聞いたわけなんです、何も考えておられないのでしょうかねということになりますので、新たなことですので、どういう問題点が想定されるのか、今何もわからないと言われるのなら、それでも結構ですので、そのことについて、しっかりした答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） お答えいたします。通いの部分に関しては今ほども答弁させていただいたとおり、サロンの活用を予定させていただいております。

訪問の部分につきましては、今サポーターさんの養成をしていって、その組織づくりから考えておりますので、それもできるだけ、その地域にあった形で対応できる組織づくりということで、特に地域の民生委員さんとか福祉推進員さんなどにご協力をお願いするような形で、今考えているというような形になっております。

具体的にどういう問題点があるというのは、まだ検証ができていない時点となっておりますので、今後検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） これで最後とさせていただきたいと思いますが、

来年度から、いろいろなことで、介護保険についても法律が変わって大変な変化が生じるわけですけれども、しかし、実施主体が町であることには変わらないわけですから、マニュアルにとらわれずに、国が示したマニュアルにとらわれずに、要支援者へのサービス低下を招かないために、愛荘町として何ができるのかを切磋琢磨して努力することを求めたいと思いますけれども、その見解を、町長にお願いしたいと思いません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。来年度からの法律の変更部分については100%熟知しているわけではございませんので、細部にわたってご答弁するわけにはいきませんが、今おっしゃったとおり、実施主体は町ということには変わりませんので、そういった法律の改質、あるいは法律内容等をよく見極めまして、異論のないよう対応してまいりたいというように考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩いたします。25分から再開させていただきます。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

◇ 西澤桂一君

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

〔2番 西澤桂一君登壇〕

○2番（西澤桂一君） それでは、2番、西澤桂一です。本日は2点についてお尋ねしたいと思えます。まず1つは国民健康保険について、2点目が障がい者に対する対応についてということでお尋ねをしてまいりたいと思えます。

まず最初の国民健康保険事業についてであります。私は先の平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計の決算認定において、賛成はいたしましたが、この事業については議員として是非確認しておくべき課題があるものと思っております。本来、決算委員会において行う部分もありますが、所属常任委員会の関係もありまして、この場で一般質問としてお聞きをいたします。

最初に、国民健康保険税の徴収状況等についてお尋ねをいたします。国民健康保険

の未収入金は1億1,611万4,000円で調定額に対して21.27%と、後期高齢者の0.38%、介護保険の2.01%、個人町民税の6.08%と比べて、ずば抜けて多いと思っております。この主な原因は、過年度滞納分が非常に多額となっているところであると思えます。

国民健康保険の場合、加入者を見ますと、高齢者・無職・低所得者など国保制度が元々社会的基盤の弱い人の受け皿になっているという構造にあるということは理解しておりますが、この状況は普通ではないと思っております。

今までの積み重ねであること、解決に向けての即効薬が考えられないこと等が、従来から問題意識は持ちながらも、しょうがない感覚で今日まできていたんじゃないかと思われま。しかし、有効な解決策が見当たらないということで、このままの状態を続けていけば、滞納額は中長期的に見れば増えていっており、放置しておくことは許されない課題であると思っております。解消への思いを強く持って一層の取り組みを講じるべきと思えます。以下一問一答でお尋ねをいたします。

最初に収納管理主監にお尋ねをいたします。過年度分滞納の状況(実態)について、お尋ねをいたします。今までの累計ということはわかっておりますが、なぜ国保税だけが他の制度に比べて極端に多いのか。その理由と過年度対応の実態、例えば、1年以上2年未満・2年以上3年未満・3年以上の区分別、滞納者数、滞納額と割合等についてお尋ねをいたします。以下、一問一答ですので自席でお尋ねしていくことといたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉岡糸ミ子君) 収納管理主監。

[収納管理主監 小杉善範君登壇]

○収納管理主監(小杉善範君) それでは、西澤議員の質問のうち1点目の過年度分の滞納状況についてお答えをさせていただきます。

国民健康保険税が他の制度と比べて、滞納が極端に多いわけでありましたが、今ほども説明がありましたように、国民保険制度が国民皆保険制度の皆保険の中核的な役割を担うことから、高齢者や社会保険からの離脱者など無収入や低所得者が多い構造的な問題が主な原因であるというふうに、納付が困難な状況にあるのかなというところを推察をしているところであります。

また、滞納者の実態につきましては、1年以上2年未満が219世帯、金額にしまして1,259万2,999円、割合が10.8%であります。次に、2年以上3年未満が121世帯、滞納金額は1,301万9,572円、割合が11.2%、3年以上の滞納をされている方が世帯

数が 162 世帯、滞納金額は 9,050 万 2,399 円、割合にして 78%という状況であります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） 今お答えをいただきました。3 年以上が非常に多いというようなことなんですけれども、滞納処分をどういふようなことでやっておられるかということ、まず 1 つ目といたしまして、どのような取り組みをされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） 滞納処分者の取り組みの状況でありますけれども、過年度滞納者への取り組みにつきましては、中長期的な滞納整理計画の作成と進行管理については、滞納者に対して税の公平な観点から、個々の生活状況を聴取して、納付計画を立て、滞納の解消と納期内納付者へ戻すことを目標としております。

短期証また資格証明書の窓口交付時に納付相談を行い、町で導入しております滞納管理システムに相談内容を逐次記録して、継続的な折衝を行っているところであります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） その実態の中で、例えば、その不安定就労とか、あるいは無職とか、母子家庭とか、高齢者世帯とか、本当に生活に困っておられるということが判断できる滞納者は、このうちだいたいどの程度になるのか、件数・金額でお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） お答えします。生活保護等の生活困窮者や高齢世帯の滞納件数や金額についてであります。生活困窮として世帯数は 61 世帯・金額で 501 万 1,600 円・割合で 4.3%、高齢世帯で 27 世帯・616 万 1,066 円・割合で 5.3%、母子世帯で 30 世帯・金額で 412 万 2,500 円・割合が 3.5%であります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） そういたしますと、本当に生活等に困っておられるというのは、割合で見ますと比較的少ない。逆に所得なり、資産のある方が滞納しておられる割合がかなりあるんじゃないかと思いますが、そのことに対しての取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） 今、生活困窮以外の方への取り組みでありますけれども、先にお答えしましたように、保険証の発行時の短期証また資格書の交付時に、庁舎に来庁いただいて、納付相談を行いをさせていただきまして、納期内納付ということを目指し、現年度につきましては納期内納付、過年度については生活の状況に応じて分納という形で納めていただくということで折衝を行っているところであります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） やはり、問題はそのあたりの解消をどう図るのかと思います。そのところを解消していかない限りは、やはり滞納額の減少というのはなかなか難しい。やはり現年度ですら、やはり100%徴収でないということであれば、当然滞納額は増えてくるわけですから、その辺りを非常にこれは冒頭申し上げましたように、今までの累積ということもありますし、大変だということは十分わかっておりますので、しっかりとやっていただきたいというように思います。

その次に、3番目といたしまして、ある市では滞納者の納付能力を見極めず、徴収できない債権について、いつまでも労力を注いでいては、徴収可能な債権回収の妨げになるとともに、滞納整理事務の停滞につながるとして、国税徴収法第153条に規定する滞納処分の停止を国民健康保険税に準用をしております。

納付誓約書等により、毎年時効が中断され、まったく納付実績がないにもかかわらず、何年も未納保険税を存在させていることに対して、滞納処分をする財産がない場合、滞納処分によって生活を著しく窮迫させる場合、所在不明の場合など、具体的な取り扱いを決め、執行停止をかけ、3年間継続した場合は不納欠損処理にするというものです。

もちろん、税の公平性から軽々に取り扱うべきものではなく、納付能力をしっかりと見極めることが前提となりますが、過年度滞納額の解消策としては有効な1方法であり、同時に真に困っている滞納者を救済する意味もあると思います。

このようなことは既に行っておられるのか。もしまだ行っていないのであれば、当町においても参考になるのではないのでしょうか。このことについて問います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） お答えします。次に、執行停止と不納欠損処理についてであります。生活保護の受給者や国外への転出者等、居所不明については調査

を行い、執行停止をしている状況であります。現在の執行停止の状況は 119 件で 1,150 万 8,019 円というような状況であります。

なお、土地建物の不動産を所有している滞納者については、滞納処分の停止要件 1 号の財産がないには該当せず、不動産の滞納処分により公売換価する方法もありますが、実際には抵当権が設定されているなどの理由から困難な状況であります。

執行停止が滞納額解消の有効な 1 つの方法ではありますが、経済状況の厳しい中でも生活を切り詰めて納期内納付いただいている方もありますので、執行停止要件の 2 号該当につきましては、納付能力を見極めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） 平成 25 年度の組織目標の評価において、目標の内容は国保税滞納世帯の対応と収納率向上、滞納世帯の状況把握、評価は 3 ヶ月の判定会議により云々、町広報による啓発、嘱託職員による電話催促や家庭訪問など、達成度は〇ということでありましたんですが、やはり過年度滞納額を少なくしていくためには、中長期的な滞納整理計画、これは先ほどやっているというようなお話を伺いました。

それで、職員によるところの継続した面談・督促そして進行管理、このあたりがもう一度、重複になるかもわかりませんが、具体的にお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） お答えします。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、本町では滞納管理システムというシステムを投入しまして、それぞれの面談の状況また納付の状況等を逐次、電算で管理するということですので、継続的な管理を行って納付状況へつなげていく、その状況がどうであったかということが過年度にさかのぼってもわかるような状況でありますので、そういう形で管理をしながら納付の方へつなげてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） それでは、収納管理主監と住民課長に、これは区分がどちらになるかというのが、ちょっとはつきりわかりませんでしたので、こういうようなお尋ねの仕方になると思いますが、お願いしたいと思います。

1 つは保険税率の算定において、3 年に一度やっておられるのか、そこははっきりと私自身は自信がないのですが、滞納額はどのような影響を及ぼしているのか、お尋

ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） 保険税率の算定と滞納額の関係でありますけれども、国民健康保険事業に要する費用は、保険給付費や後期高齢者の支援金、介護納付金等の支出に対しまして、国の補助金、交付金等で賄える部分を除いて、国民権保険税で賄えるのが原則であります。つまり、国民健康保険税は医療費に見合う賦課総額を確保し、支出の均衡を図るべきものであります。

ご質問の保険税の算定においては、国民健康保険運営協議会に税率の見直しを諮問し、賦課総額を確保するため、応能応益割合を考慮して、所得割や資産割、均等割、平等割の税率のシミュレーションを行い、運営協議会から答申をいただいているところであります。

このため税率の算定につきましては、滞納額を考慮せず、賦課総額で確保するという考え方をもっておりますので、滞納額が影響しているものではございません。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） そういたしますと、当然、賦課総額でありますから、その分が入って来ない。つまり滞納額が穴が開くというようなことになってくると思うのですが、それは国保運営上どのような問題が生じるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） 現在の保険税率につきましては、賦課総額で医療費の部分を賄うという形になっておりますが、そうしますと、年々医療費は増高しておりますので、なかなか厳しい会計の状況になるということで、現在でもその賦課総額で賄われている状況の税率の設定というところまでは至っていないような状況であります。

このため、滞納額を含めて、一般会計からの繰り入れで、補てんをしているというような状況であります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今の答弁で、そのあたりを含めて、一般会計からの繰り入れをというようなお話だった、ちょっとそのところがもう少しはっきりとわからないのですけれども、私の考えでは当然これだけ必要額なり、これだけの金額で設定し

ているというのであれば、なぜそこで一般会計からの繰り入れが求められてくるのかというような問題に出てくると思うのですが、その辺りでやはり滞納額の私は影響が当然あるんじゃないかと、そういうことをあらかじめ賦課額であると言いながら、読んでおられるのではないかと思いますけれども、その点を再質問いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） 平成25年度の決算の状況では3,000万円余りの法定外の繰り入れという形になっております。これに対して平成25年度の現年分の未納額が2,500万円余りであります。また、これに対して過年度、先ほどの1億1,000万円余りの滞納額に対する収納が1,700万円余りであります。

単年度で計算しますと、3,000万円の繰り入れをしまして、滞納額が2,500万円という形でありますので、医療費総額に確保できない2,500万円および医療の税率でもって、その総額が確保できない部分も合わせて、繰り入れをしているという形になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 一応、国保税率につきましては、最終的にはこの議会の議決となりますけれども、先ほどから国保運営協議会にも諮ってというようなお話だったのですが、その国保運営協議会において、この滞納額の取り扱いというのは、どのような議論が交わされるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 収納管理主監。

○収納管理主監（小杉善範君） 運営協議会の方で「3年ごとの税率が妥当」という答申をいただきまして、平成25年度にも改正をさせていただいたところでもあります。

ところが、一般会計からの繰り入れは、被保険者以外の一般の税を支出しているということで、あんまり好ましいことではないが、保険者にとってはありがたいことであるというようなことではあります。一般会計の繰り入れを、税率の改正ごとになくして、独立採算でとれるようにするのが望ましいということで答申をいただいているところであります。

保険税率の見直しについては、保険者の急激な負担にならないように見直すことが妥当であるということで、年々改正のごとに縮小させていただいているわけですが、現在では、まだ一般会計からの法定外の繰り入れをさせていただいているような状況であります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） それでは次に、住民福祉部長にお尋ねいたします。滞納額が国保会計に対する一般会計からの繰入金1億419万4千にながしですが、これを上回っていると、こういう実態を今収納管理主監の方からも繰り入れに対する回答がございましたけれども、そういうことを含めて、どういうお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 西澤議員のご質問のうち、滞納額が一般会計の繰入金を上回ることに對する考えについて、お答えをいたします。

平成25年度一般会計繰入金1億419万4,375円のうち、法定外繰入金が3,089万5,000円で、平成25年度決算における国民健康保険税滞納額は現年分で2,523万8,500円という状況であります。

法定外繰入金につきましては、国民健康保険財政を支える上でやむ得ないことではあります。国保の被保険者以外の税を充当していることから、この金額が多額になると制度上好ましいものではなく、税負担の公平性から、町民からのご理解が得られことが難しいというふうにご考慮しているものでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 2点目ですけれども、社会保険や共済組合制度では半額を事業主が負担すると、またその扶養家族が被扶養者として認定され、保険税の負担がありません。これら制度の被保険者にはまた毎月の収入があります。

これに對して、国民健康保険制度では無収入のものも含めまして、加入者全員が被保険者として保険税負担を課せられております。このような制度の問題点があり、現に低中所得層の人たちにとっては、国民健康保険税が重いという課題が存在しております。

だから、どうしても支払いが滞るといふ考え方もありますが、保険税額と滞納額とは相関関係にあると思っておりますが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） 保険税と滞納額の相関関係についてお答えをいたします。

平成25年度からの保険税率の見直しにあたっては、国民健康保険運営協議会でご協議いただき、低所得者の負担となっている資産割を、段階的に廃止する方向で税率を2分の1として、後期支援分・介護分についての所得割も改め、急激な負担増とならないよう、見直しを行ったものでございます。

国民健康保険の被保険者には比較的所得者が多く、保険税負担が過重とならないよう、一定の所得以下の世帯につきましては、応益割（均等割・平等割）の保険税を軽減する措置が講じられております。

愛荘町の見直し後の平成25年度国保税額につきましては、1世帯当たり16万8,718円で県下では12番目、1人当たりでは9万771円で県下で14番目という状況でございます。

医療費の状況につきましては、平成25年度1人当たり29万786円で県下で一番低い医療費となっております。

保険税の収納につきましては、資格担当と徴収担当が更なる連携を図りながら、納付相談や臨戸訪問により、歳入を確保する一方で特定健診の受診、保健指導の実施により病気の重症化を未然に防ぎ、医療費の歳出を抑えることにより、できる限り被保険者への負担を抑え、適正な保険税率への制度維持を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） それでは、町長にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどからも申し上げておりますとおり、滞納額が非常に多い。そして、この理由につきましては、いろいろな構造的な問題とか、今までの積み重ねとか、そういうようなことでありますけれども、担当の方は一生懸命やっていたというところはありますけれども、一般的な町民とか、あるいは他のしっかりとした国民健康保険税を納めている方から見れば、この滞納額がこれほど多いということは異常であると、そういうように一般会計からの繰入金等にも影響を及ぼしているというところから考えて見ますと、当然に全町民からの理解はなかなか得難いというように思っております。

現状につきましての認識と滞納額の解消に向けての具体的な考え方等がございましたら、お聞きいたしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。一部、収納管理主監との答弁等で重複する部分があるかとは思いますが、現状に対します認識と滞納額の解消に向けての考え方について、お答えを申し上げます。

国民健康保険税あるいは料の滞納は、保険者である自治体の国保運営に大きく影響を及ぼしておりまして、滋賀県全体では前年度滞納額に対する収納率は 16.75%となっております。一方、本町におきましても、滞納額に対する収納率は 15.17%となっております。滞納額の収納率アップに努めておりますが、収納率はなかなか上がり、滞納額の縮減が喫緊の課題であると認識をいたしております。

また、高齢化や医療の高度化による医療費の増加や地域経済の不透明感などによる所得の伸び悩みなどが、滞納者の増加につながっておりまして、大半の保険者が国保会計で赤字を抱えておりますものの、保険税の補てん分といたしまして一般会計から繰り入れし、運営をいたしておりますのは、本年 8 月時点で愛荘町を含めまして 2 市 1 町でございます。

このため、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう国民の健康保険法に基づき設置しております国民健康保険運営協議会に諮問いたしており、国の動向を踏まえつつ、被保険者の負担を考慮し、おおむね 3 年ごとの見直しは妥当というような答申を受けまして、このことをもとに税率改正を、国民健康保険運営協議会の意見を参考に決定しているところでございます。

滞納額の解消につきましては、今現在滋賀県地方税務協議会におきまして、徴収業務の共同化を進めており、滞納処分を含めます滞納整理の高度化・専門化および効率的な業務の推進、税負担の公平感の向上に向け、湖東地域において、町税と県税の効果的・効率的な徴収業務が実施できるよう検討を進めているところでございまして、次年度の中途からではございますが、実施することと考えております。

このことによりまして、国民健康保険税の滞納額が少しでも減少いたしますよう努めてまいることといたしております。

○議長（吉岡あみ子君） 2 番、西澤桂一君。

○2 番（西澤桂一君） 再質問いたします。今、町長の方から、その滞納額の解消に向けて一般的な取り組み、そして県の徴収業務の整理機構ですか、そういうようなところを一緒にやっているというお話をいただきました。確かに、県の整理機構、やは

り町内と言いますと、お互いに顔見知りの関係にあるとか、なかなか情実的にも踏み切れないというような部分がありますから、そういうところの利用というのは非常に有効だろうと思いますが、実際どれほど効果があがっているのか、本当にその組織が活着しているのかどうなのか、その辺りのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。過去4年ほど前から、私ども県との共同徴収、あるいは職員の交流等をやっております。そして、過去は滞納処分はあまり旧町時代はやっておりませんでした。しかしながら、県の専門的な知識を得ることによって、滞納処分がいいとは言いませんけれども、滞納処分をやらせていただいて、それはそれなりに効果があがっているものというように思っております。

したがって、そうしたものを実績により、3～4年の実績を踏まえまして、県が先ほども答弁申し上げましたように、滋賀県地方税務協議会というような組織をされておりまして、その場でやはり市町村、私どもだけじゃなくて、湖東圏域ですね、彦根管内で、今回多賀町はちょっと参加しないということですでございますが、多賀町さんはすごく収納率が高いということもございまして、多賀町は参加しませんけれども、ほかの1市3町で持ちまして、共同機構をつくって行って、ちょっとでも滞納額が減るよというということで、それぞれが切磋琢磨しながら、収納率の向上に向けてやるということで、一定県の指導の下に一定方向性が見出せましたので、それはそれなりに効果があがるのではないかなというように認識はいたしております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 町長に2点目の質問をいたします。国保の運営につきまして、市町村から都道府県に移管すると、これは2017年度までにという医療制度改革案が先の社会保障制度審議会で示されました。改革案では、都道府県が財政運営の責任を持ち、市町村ごとの分担金を決める、市町村は従来どおり保険税の徴収や実務を行うというものであります。

この案には現在市町村が赤字補てんのために年間約3,500億円を一般財源から拠出している対応策が示されておられません。保険税の中での解決を求める意図が私には伺えます。予定では平成29年度には新制度へ移行されることとなりますが、このままでは各保険者の保険税は、現在より相当に高額なものになると思います。当然滞納額も増えてまいります。

愛荘町は現在、一般財源からの繰り入れによる保険税の抑制が取られておりますが、新たな制度においても、保険税率設定にあたっては、現行同様な方法で行うべきと私は考えておりますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。その前に、先ほどご答弁申し上げました中で、共同徴収で1市3町と申し上げましたけれども、彦根市も参加していないということで、申し訳ございません。3町のみで共同徴収をやるということでございますので、お詫びして訂正をさせていただきます。

それでは、国民健康保険制度につきましての新たな改正においても、保険税率の設定にあたっては、現行同様な方法で行われるべきとのご質問でございますが、国民健康保険制度につきましては、国民医療を支える制度として、非常に重要な役割を担っております。

一方、加入者に年金生活者や低所得者の割合が多いという構造的な課題に加え、高齢化や医療の高度化による医療費の増嵩に伴い、国民健康保険制度を巡る状況は極めて厳しいものと認識をいたしております。

医療費などに見合う財源が国民健康保険税で確保できておらず、厳しい財政事情の中、毎年一般会計から法定外繰入金で運営しているのが実態でございます。国民健康保険の見直しにつきましては、市町村国保が抱える構造的な課題と、社会保障制度改革プログラム法における対応の方向といたしまして、国保に対する財政支援の拡充、国保の財政上の構造的な問題を解決することを前提に、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充など、平成29年度を目途に国の保険基盤強化協議会で検討を重ねており、必要な法律案を平成27年国会へ提出される予定となっております。

今回の見直しにおきまして、国保の都道府一元化をもとに、今ほども申し上げましたとおり、低所得者が多い保険者の財政基盤を強化するため、必要な国費の投入などにより、国保財政の構造的な課題が解決され、国民健康保険の将来にわたる安定的な制度運営が可能となるとともに、都道府県と市町村とで適切な役割分担がなされ、地方の理解を得た上で、法制上の措置が講じられるよう望んでいるところでございます。

保険料の補てん分として、一般会計から繰り入れをいたしておりますことに関しましては、平成25年度からの保険税率改正の際、国民健康保険運営協議会におきまし

て、次回の改定時には一般会計からの繰り入れは行わないことを考慮しつつ、協議をいただいていたところでございまして、現時点におきましては、本県で繰り入れを行っておりますのは、今ほどもご答弁も申しましたとおり、2市1町のみでございますので、次回改定時からは繰り入れを行わないこととして、今後国民健康保険運営協議会において、協議をお願いいたしたいと考えております。

しかし、国の国民健康保険の見直しの動向が、まだ各論部分まで承知いたしておりませんので、今後都道府県一元化のもと、保険税率の不均衡の是正など国の動向を見極めつつ対応してまいりたいと考えております。以上、答弁でございます。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 再質問をさせていただきたいと思います。税とか保険料と言いますのは、やはり民主主義の根幹を成すものです。所得の再分配あるいはお互いの互助組織、それでそういう中にありまして、今聞き間違いがありましたらお許しをいただきたいのですが、一般財源からの繰り入れは行われたい方向でというようなことを言われたと思いますけれども、やはりそういうことを考えていきますと、やはり、根幹的には制度自体のあり方があると思うのです。

要するに、低所得者とか、あるいは母子家庭とか、そういうような本当に社会保険に入っていない方々を国民皆保険制度のもとに集めた制度でありますから、そこにもっとやはり目を向けて対策を講じていくべきだと、これを保険料の中だけで解決せよというのは、やはりこれは制度の矛盾だろうというように思っております。

やはり、保険制度自体を検討するならば、共済組合のあり方、あるいは一般の会社に勤めている方の健康保険制度のあり方、そして国民健康保険制度のあり方、そういうことをひっくるめた根底のところのやはり技術的な問題をしっかりした上で、構築すべきだろうと、このように思っておりますから、そういう意味では、やはり国民健康保険がそういう階層の方々が対象ということに限定されてくるならば、そこは保険料だけで改善できるものではないというように思っています。

滞納額とやはりこの一般会計からの繰り入れという問題は、あくまで別個の問題ですから、その一般会計からの繰り入れにつきましては、やはり私は現行のままでやっていくべきだろうというように思っております。その点についてお伺いいたします。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。今議員がご指摘されました国民皆保

険の中での社会保険制度を含めた保険の原点につきましては、一定国の方向性を見直す必要があるのではないかなというようには認識はいたしております。

しかしながら、今の特別会計のシステムから行きますと、一定収入をもって支出を賄うというのが大前提でございます。しかしながら、先ほど来申し上げましたように、赤字補てん分につきましては、一般財源から一定繰り入れしてきた経過もございますし、今年度でも2市1町については否定ということでございます。

しかしながら、いずれはもし都道府県一元化となった時に、もしその今のところ保険料は町が、市町が決定するようなスキムにはなっておるわけなんですけれども、将来一元化になった時にどうなるかわからない。

そうした時に、町はその不足分をずっと出していっていると、一律になった時に、町の国保税がパッと上がる可能性も出てくるというようなことも踏まえまして、今そういうようなことを申しているわけなんですけれども、それともう1つは、社会保険に加入しておられる方、また他の保険にも加入しておられる方につきましては、一定自分それぞれ掛け金をしておられるわけです。それでこの一般会計から繰り入れているということは税金を繰り入れしているということで、一時、そういった二重負担やないかというような話も聞いたこともございます。

しかし、それを盾にとって言っているわけではないのですけれども、将来的な考え方の中で、やはり国が示す法改正等のスキムの中で、ある程度国が財源確保をやってくれば、それはそれなりに行けますし、先ほどご答弁申し上げましたように、まだ細部にわたっては示されておりませんので、そこら辺の動向を見ながら、今絶対にやめますというものじゃなくて、方向性を見極めながら今後考えていきたいということでございますので、ご理解をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡あみ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） ありがとうございます。

それでは、次に、障がい者への対応についてお尋ねをしていきたいと思っております。昨日、12月3日は国際障がい者デーでありますし、また平成16年の障害者基本法の改正によりまして、3日から9日までは障がい者週間でもあります。やはり、子どもとか老人、病人、障がい者など、こういうような社会的弱者と言われている立場にある方々に対しての取り組みが充実している地域は、住民の人権意識も強く、誰にとっても暮らしやすい町であると言われておりますが、指導的な立場にあります町の状態

についてお尋ねしてまいりたいと思います。

最初に、総務部長にお尋ねをいたします。町の施設において障がい者の配慮がされているのかどうかであります。一般に駐車場においては、ある程度のスペースが確保されておりますが、建物への入口の傾斜が強い、段差があるなど問題箇所が多々あると思います。

例えば、秦荘庁舎を見ますと、最初駐車場からスロープがあります。車いすであそこをあがっていくには相当にこれはきついスロープだろうというように思います。本当に車いすの方がそこで1人で登り切れるのか。そして、そこに行った次には玄関口も段差があります。そういうことを考えていきますと、介助者があればそれは可能かもわかりませんが、車いす1人で来客に見えたと、そういう時には非常にこれは難しい庁舎だなと私は感じております。

その他にも図書館とかハーティーセンターとか公民館など、いろいろと人の多く集まる施設がありますけれども、やはり障がい者が1人で来訪できる取り組みはできているのかどうか。またその実態把握についてどのように把握されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、西澤議員の「町の施設において障がい者への配慮はできているのか」ということについてお答えをいたします。

まず、議員からご指摘のあった秦荘庁舎のスロープにつきましては、合併前の秦荘町の時に設置されております。スロープの傾斜は基準に合致しているところでございます。なお、秦荘庁舎の車寄せから玄関の段差につきましては、車いすの出入りはスロープを利用することを想定しているため、スロープの部分については段差がないということでございます。

一方、愛知川庁舎につきましては、正面玄関部分におきまして3cmの段差がございます。この分につきましては、車いす使用において支障となると考えます。これは改善の検討が必要と考えます。なお、図書館、ハーティーセンター、公民館につきましては、スロープの設置などいずれも障がい者への配慮を行っております。

また、実態把握におきましては、各所管課において把握をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今は、たまたま障がい者と言いましても、車いすというようにすることで質問いたしましたけれども、あと目の不自由な方とか、そういうような方に対する、視力が不自由な方、そういう方に対して、例えば点字ブロックとか、点字によるところの案内板とか、そういうような設置についてはどういう状況なのでしょうか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えいたします。基本的には公共施設でございます。そういった部分につきましては対応はできているというふうな形になっております。国の方でバリアフリー法が、県の方では誰もが住みたくなる福祉まちづくり条例といったものがございます。そちらにつきましては、官公庁につきましては、そういったバリアフリーの設備につきましてはの設置義務といったものがございますので、それに基づきまして対応しているところでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今、対応しているという基本的にはというお答えだったんですけれども、例えば、障がい者1人でまいります。車からたまたまそこで降りられたということができましても、やはり助けてほしい。ちょっと内部の方に連絡が取りたいなど、声掛けをしてもらえないかなど、こういうような実態があると思いますが、そういう時に対して、外部から内部への職員の方がいつも外を見ているわけではありませんから、そういうような対応はどういうようになっているのですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをいたします。障がいをお持ちの方が1人でおいでになった時の対応ということでございます。基本的には事前に連絡をお願いいたしておりまして、職員が介助する対応としております。

現実的に公民館、ハーティーセンターにおきまして、週例でご利用になる方がいらっしゃるということでございます。週例ということですので、おおむねお越しいただける時間帯というのはほぼ固定しておりますので、事務所から駐車場の状況が一応目視できるという中で、来庁者につきましては、おいでいただいた段階で、実際駐車場の方まで出向いて介助の対応をさせていただいているということでございます。

ただ、おっしゃるように、議員ご指摘のありましたように、初めてお越しになる方、

いつの時間帯にお越しになるということがわからないという部分があると思いますので、その辺は職員が日常的にしっかりと留意する必要があると思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今、確かにそういうハーティーセンターとか公民館とか、そういうものは催し物ですから、やはり多くの方も見えますし、当然そこで不自由されている方についてはお尋ねするという事はできます。ただ、問題は時間を決められずに役場なんかで用事が見えた時に、そういう時にやはりどうしっかり対応できるかどうかだと思うのです。人によりまして、いろいろスロープの差とかいろいろあると思いますから、外から声かけて「ちょっと手伝ってほしいですよ」というようなことができるような手段を考えておくべきだろうと思うのです。

それで、あるところでは、インターフォンをしっかりと付けていて、ここのボタンが付いていますよと言うような表示とかされておりますから、そこまでのことは当然して、職員が気をつけようということでは、ちょっとこれは無理だろうと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 基本的には職員が注意をいつも絶えず持つということであらうかと思います。インターフォンにつきましては秦荘庁舎につきましては、玄関の庭の方でございます。愛知川庁舎の方はインターフォンはないという状況でございます。議員ご指摘の部分につきましては、なかなか職員自身が対応といっても、やはり欠ける部分の時もあるかもわかりませんので、その辺につきましては、先ほど愛知川庁舎は段差もあるということは認識もしておりますので、改善に向けて何らかの検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今、職員が注意をしているということでお答えをいただきましたけれども、それでは、職員の方の障がい者に対する意識醸成、これについて来訪者に言葉をかけるとか、お手伝いをするとか、そういうような取り組み、一応職員研修も含めてですけれども、どのようなことを実際障がい者に対してやっていくべきなのか。あるいは、障がい者も含めて一般の接遇の対応というのですけれども、特にそういうところについての配慮をされているのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○**総務部長（中村治史君）** お答えいたします。職員の障がい者に対する意識の醸成ということでございます。議員ご指摘のとおり、多様な障がいがある方が来庁されます。このことから、個々の状況に応じ、適切な対応を行うよう、各所管課において徹底をしているところでございます。

住民課長をさせていただいた時に、ご夫婦の方にお越しいただきまして、2人とも耳が聞こえないということで、手続きにお越しになったわけなんですけど、当然耳が聞こえないわけでありまして。筆談で一応対応するという形をとったんですが、やはりどうしても時間がかかるし、行政用語はなかなか難しい言葉もございまして、それにつきましても、わかりやすい言葉を使って時間はかかるのですが、1つずつ丁寧に説明をさせていただいて対応をさせていただいたということでございます。基本的にはこのような考え方が全職員対応することに徹底をしているところでございます。以上です。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 2番、西澤桂一君。

○**2番（西澤桂一君）** 実は再質問をするわけなんですけれども、昨年9月に父親を亡くされました家族が父親の遺産を母親に相続するために、母親の印鑑証明を取りに来ました。ところが、母親は88歳で寝たきりの状態で菊水園に入所されていまして、その家族が役場に来られたんですけれども、「印鑑証明の新規登録は本人でできない」と拒否されました。家族は何度も事情をお話をしていたんですが、聞き入れられなかった。そのため、やむを得ず、家族が寝たきりの本人を介護タクシーを使って役場に連れて来られた。そこでやっと手続きができたということです。

新規の印鑑証明という重要な手続きを軽々しく行うということにはできないことはわかりますけれども、このようなケースの場合、あくまでも原理原則でいかれるのかどうか。そういうことで私の方に苦情という形で入ってまいりました。

障がい者だけに限らず、こういうように住民の方が困らない、こういうようなことをしっかりとした対応は必要だろうと思います。ですから、先ほどの質問に戻りますけれども、障がい者とか、あるいは障がい者と一口に言いましても歩行だけではなくて、視力・難聴・口の不自由な方、そして今のような病人的な方等もおられますから、そこら辺についての対応をしっかりと取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 総務部長。

○**総務部長（中村治史君）** お答えをいたします。今のご指摘につきましては、私初めて聞かさせていただいて、やはり状況に応じた対応をしっかりとしていかななくては

いけないと思います。

当時、おそらく住民課かサービス室か、いずれかの方で対応させていただいていると思うのですが、その辺につきましては再度確認をさせていただいて、やはり人にやさしい対応という部分が当然必要になってくると思いますので、その辺につきましては徹底をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） それと、もう1点、職員が直接というのじゃなくて、やはりこの町におきましては指定管理でいろいろな施設をお願いをしておられます。ですから、当然公的な建物なり施設なりというところになってきますと、指定管理の部分についてもそういう問題があるのではなかろうかと思えますから、指定管理の施設に対するところの施設の面、あるいはソフト的な面、そこについてはどのようになっているかお尋ねします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをします。指定管理の部分でございます。指定管理につきましては、仕様書の中に利用者に対するサービスといった部分の中で、直接・間接的なサービス提供に努め、快適に利用できる良好な環境を保つことをうたっております。さらには、定期的に施設内でのミーティングにより、サービスの向上を目指すように徹底しております。

議員おっしゃるように、指定管理を導入している施設につきまして、やはり基本的にはそういった対応をしっかりとできるように徹底を、再度していくようにしていきたいと思えます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今のお答えは、ごく一般的なお答えに終わっているかなと思えます。それで、やはりそういうところにはもっとしっかりとした利用者の声が聞こえる、そういうようなシステムを導入すべきではないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、障がい者の雇用の促進等に関する法律に関してお尋ねしてまいりたいと思えます。この法律は昭和35年に制定されまして、当初は身体障がい者だけでありましたが、次第に拡大されまして昭和62年には知的障がい者が、平成18年には精神障がい者が対象になってまいりました。平成25年4月には県下で3つ目の

愛知高等養護学校が設立されました。平成28年の春には第1期の卒業生が生まれますが、障がい者の就職は非常に難しいというのが現状であります。

そこで、総務部長および教育管理部長にお尋ねをしてみたいです。

まず1点目ですが、常時50人以上の人を雇用している事業主には、障がい者の雇用が義務付けられておりますが、愛荘町および愛荘町教育委員会における雇用状況をお尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） それではお答えいたします。まず、愛荘町役場（教育委員会を除きますが）における障がい者の雇用状況でございますが、3名の方を雇用しているところでございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

〔教育管理部長 青木清司君登壇〕

○教育管理部長（青木清司君） ただいまのご質問、教育委員会事務局および機関職員における障がい者の雇用につきましては、現在2名でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 再質問いたします。身体障がい者では身体障害者手帳の1級から6級までが対象です、この法律の、7級は対象外ということになっています。知的障がい者では療育手帳のAの1・2、Bの1・2、3・4は対象外となっておりますが、どういう人が雇用されているのでしょうか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをいたします。愛荘町役場におきましては3名の方を雇用しているのですが、身体障害者手帳をお持ちの方3名につきまして雇用させていただいているというところでございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 愛荘町教育委員会事務局ならびに機関の雇用でございますが、肢体不自由な方で身体手帳、障害者手帳をお持ちの方2名を雇用している状況でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 当然、雇用に伴いますところの差別がやはりあってはならな

いというのが前提になっておりますから、どのような部署でどのような仕事に従事されているのか。また、賃金そこに格差はないのか、お尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをします。まず、1名は愛知川庁舎内で、あと2名につきましては秦荘庁舎に勤務をしております。賃金格差についてはありません。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 教育委員会事務局ならびに機関につきまして2名、一般事務についていただいております。賃金につきましては、町長部局の例によりまして格差はございません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 再質問いたします。障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が平成25年6月に公布されています。その主な内容は、1が障がい者に対する差別の禁止、これは雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止であります。2点目が合理的排除の提供義務、これは障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けるというものであります。施行は平成28年4月1日で、あと1年余りということではありますが、これに向けての問題点、課題等について、どう考えておられるか、お尋ねします、

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをいたします。法改正があるということですが、当然その法律には従うべきであると思います。その課題につきましては、個々に洗い出しを現在しておりまして、対応するように考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 町長部局と連携をいたしまして、それについての問題・課題について対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 再質問いたします。先の問いかけに戻るわけですがけれども、やはり段差の問題とか、あるいはスロープの問題とか、いろいろなことを申し上げました。職場改善をやっていくということであれば、相当な問題、課題があると思います。民間ですと、現場ですと、働く作業台を改善するとか、イスを改善するとかいろ

いろいろな問題があるんですけども、そういうような大きな問題を含んでいると思いますから、そういうところをしっかりと見定めて対応を是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをいたします。議員から今ご指摘いただいたとおりでございます。その辺につきましては、しっかりと予算付けも含めまして対応をいたしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 再質問いたします。そうなりますと、平成28年って、まだ向こうの話になりますけれども、実は予算的に対応しなくてはならないというのは、その前年ぐらいには当然予算ではなくて、もう施行していかななくてはなりませんから、予算から比べると非常に時間も少ないと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、お尋ねするのは国、地方公共団体の法定雇用率です。一般的な2.3%、教育委員会では法定雇用率は2.2%です。先日も厚生労働省関係の機関が虚偽の報告をして大変問題となりました。当町では雇用率はいかほどになっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 雇用率につきましてお答えいたします。愛荘町役場につきましては2.31%でございます。法定雇用率は確保できております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 教育委員会事務局ならびに機関職員のうち、県費の教職員それから町費の幼稚園教諭ならびに嘱託の講師等は除きまして、法定雇用率2.65%でございますので、確保できております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今のお答えの中で、嘱託等を除くというようなお話もあったんですけども、本来この法定雇用率を計算する場合には、週20時間以上の方は全部常勤者であれば対象になるわけです。ですから、やはり嘱託職員の方とか、アルバイトの方とか、そういうような方は分母の中に入れなくてはなりませんから、その辺りをもう一度確認したいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○**教育管理部長（青木清司君）** 嘱託臨時職員の一般事務については分母の中に含ませていただいております。この法定の中では教職員に準ずるものは除くということでございますので、嘱託の各小学校・中学校にあたっていただいております免許を持った講師については除外をさせていただきます。以上でございます。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 2番、西澤桂一君。

○**2番（西澤桂一君）** ありがとうございます。労働者の派遣法の改正は廃案となりましたけれども、後、近年労働者の雇用条件は悪化して来ていると思います。これに押されるように障がい者の雇用は非常に厳しい環境に増々追い込まれておるといっておりますので、どうか、今雇用率は達成ということでありましたけれども、聞いておりましたもかつかつの状態ですから、より上を目指して取り組んでいただくようお願いいたします、質問を終わります。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 次に、辰己 保君ですけれども、途中で切らせてもらうことがあると思いますが、了解願いたいと思います。

◇ 辰己 保君

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○**13番（辰己 保君）** 辰己 保、一般質問を行います。

私の質問は、今日的な政治状況およびそのもとでの町民の暮らしの状況、また町政運営について、どのような影響をもたらしてきているか、こうしたことを述べるために一般質問を挙げ、皆さんに知っていただくということに努めました。

私は愛荘町民の今言いましたように、暮らしに関わっただけではなく、本町の行財政運営にも大きな影響を及ぼす安倍暴走政治を、本当に告発していかなければならないと、このように考えています。

安倍政権は消費税を今年4月から8%に引き上げました。安倍首相自身増税による景気悪化を認め、消費税10%への引き上げは先延ばしをせざるを得なくなりました。私は町民の代表である議員各位も、当然町民の皆さんも消費増税に怒り、または本当にこの増税がよかったのかどうか、疑問を持っておられると思います。消費税は社会保障の財源確保のためが大義名分であり、国民にその働きかけをすれば、本当に社会保障財源が足らなければ仕方がない、こうした流れがずっと続いているわけです。

しかし、実際には消費税が社会保障財源に使われていない。しかもその実態は徐々に多くの国民が知るところとなっているわけです。まさに嘘とごまかしの政治からの脱却をしなければ、国民生活、我々の暮らしを守ることはできないというわけです。

例えば、待機児童の解消と称して、子ども子育て新制度のように、国は結局は交付基準の制度変更などで交付金の減額が行える入口をつくり出しているわけです。また、介護保険制度も健康保険制度も高齢社会の対応として分離して、健康保険料とは別建てに国民負担を、結果的に増やしているわけです。そのうえ、見直し時期になれば、結果としては認定基準を厳しくしていく。制度上の見直しを行って国民負担を増やしているという、この現実。まさに、消費税が社会保障に回されない政治の姿勢が浮き彫りになっているわけです。

こうした補助金カットの中で、町として財源を確保するには、町民負担しか、その解決策を見出すことができない。このように仕組みがなっているし、思わされてきているわけです。しかし、消費税が社会保障の財源、すなわちその消費税増税分が社会保障に回されていないという、その仕組みがある限り、どれだけ消費税を引き上げても、この悪循環から抜け出すことができないということ、私たちはそのことを先に見ておくべき必要があります。

要するに、私たちの町の、先ほど特別会計そうしたものを運営していく上で、また調整事務事業を行っていく上で、やはり国民の町民の所得が増えなければ、その原資が増えないということでもあります。年金を減らさない保障をしなければ、当然保険料を確保することができないわけです。非正規雇用の拡大、年金削減と医療費の窓口負担の引き上げ、円安による生活必需品の高騰、TPPに参加していけば、どのような事態になってくるか、こうしたものがアベノミクスの経済戦略であって、その戦略は進めば進むほど真面目に暮らしているだけで貧困層にさせられていく、その町民が増えていくということでもあります。

非正規雇用の拡大はまさに町税に影響します。この論法は一般質問の中でも一定明らかになっている質問ではなかったかと思います。政府による雇用の規制緩和が町民が安心して暮らせる所得補償を壊してしまう。その影響は本町にも如実に表れています。行政改革と称して、地方に圧力をかけて本町にも非正規職員を増やさせてきました。その結果、本町の夢の持てる職場づくりを壊し、若者の将来設計をも壊す、結果的にそうした社会づくりに手を貸しているという現状になりつつあります。

すなわち、行政自らが大きくとらえればブラック企業化させられている。そうした流れに載せられている。ですから、この道からの脱却を行って人間らしく働ける雇用のルール、行政から実現していくこと、まさに私は今提案を行い、その入り口をつくっていただきたい。こうした願いを強く持っています。町長のこうした問題提起に対して見解を求めておきます。

次に、町の財源確保とまちづくりの視点から、米価の下落がどのような状況になってくるかということについて指摘をしたいと思います。農業・林業を守るという、これは愛荘町にとって命題であります。

米価の下落は農業離れを加速させる。そうなると、当然皆さんも認識されるとおり、水田、山の持つ自然治水、治山機能が壊れ、水害や土砂崩れを引き起こし、結果的には町民への人的被害となってくるわけです。

米価は来年も下落すると言われていています。価格保証制度もなくなると言われ、日本農業を守るために、後継者不足の中でがんばっておられる大きな農家や集団組織が立ち行かなくなると危惧されます。その悪の連鎖は当然コミュニティが壊れ、自然環境も壊れていきます。再生産できない米価では、商店などの衰退に拍車がかかり、地域経済は衰退の道をたどります。TPP交渉をストップさせる行動を、私は本当に行政に関わるもの、行政がそうしたものの先頭に立って頑張るといふ、私はここに大きな意味があるんだと、農業の問題、農家の問題、こういう捉え方ではないんだということ強く主張したいと思います。TPP交渉を進める政府の農地中間管理機構制度、農村地域の衰退を見越したまやかしの制度であると警鐘を鳴らさざるを得ません。

町長、米価の下落と保障制度の廃止は、大企業が儲ければ地域経済も潤うという、おこぼれ経済学の考え方のもとで進んでいるんだということをお私言います。まさにその経済学の次元の違う問題であります。愛荘町の存亡にかかわる重大な問題だと私は考え、町長自身も本当に農業の米価を守り、農業を守るといふことはもつともつと中心に据えられてもいい。そのことが愛荘町の小さな経済、この活性化、そうしたものに通じるんだということ強く受け止められないか、答弁を求めておきます。

本年6月に閣議決定した骨太の方針、この中には中小企業に打撃を与える外形標準課税の適用拡大が入っています。この税制改革は確かに中小企業に大きな打撃を与えるだろうと私は思いますが、その中身がまた大変であります。その改革が進めば、雇用の問題に連動し、また非正規雇用者が増えていくという、それも内包をしている。

そういう問題を私はまさに町の財政財源を確保する、行財政運営にとって大きく伝道する、こうした視点から述べたいと思います。

資本金1億円以上の企業に外形標準課税が適用されているわけです。法人税減税のために、この法人税減税といっても大きな企業という理解で持っていただければ幸いです。法人税減税のために、外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業にも適用しようとしています。

この外形標準課税には、所得割と付加価値割そして資本割があります。この付加価値割には人件費・家賃・利息・利益が含まれ、改正によって、その税率が引き上げられるのです。本町として注目すべきは、付加価値割の人件費です。人件費が上げれば、納税が増えます。要するに課税が増えます。よって、人件費を低く抑えようとするのは当然です。すなわち、非正規雇用もしくはそれに類する外注雇用となります。中小企業に働く町民は多いわけですから、人件費を抑えられると町税に諸に影響してきます。この外形標準課税についての町長の見解を求めておきます。

大企業は285兆円の内部留保金を保有するまでに至っています。その上、中小企業にも負担を押し付けて、まさに資本の集積を図っていかうとしているわけです。安倍首相は中小企業、商工業者そして農業がすべての国民を犠牲にして、大企業の利益を守るアベノミクスを進めています。すべての事業には労働者がいます。その労働者がすべての分野で犠牲になれば、町の行財政運営に支障をきたすのは必然です。すべての大企業の犠牲者が声を上げる時と私は考えています。

このような政治と社会情勢のもとで、やはり同和行政をはじめとする行政の姿勢、かなり問われてくると思います。格差社会が進んでいる中で、こうした区別をする行政、進めていることはこの格差社会を私は追認するという考え方を持っています。すなわち、人権尊重のまちづくりに逆行していると言わなければなりません。部落差別および解放運動の歴史から、民主主義社会の追求・探究を学ぶことであると考えています。私は今日の政治と社会情勢は、若者をはじめ多くの貧困層をつくり出していると考えています。

ですから、それぞれの人権を守り、差別をなくす、国民融合の運動が求められていると考えています。特に、こうした社会状況の中で、政治のもとで、関係者に働きかけ、本当にそうした人たち、私は町民皆さんが同和行政を終結する町政を進めていこうではないかという声をあげていただくことを、切にお願い申し上げるとともに、そ

の観点からも、町長に答弁を求めておきます。以上、一般質問とします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 答弁は午後からさせていただきますので、ここで暫時休憩いたしまして、1時から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） それでは、辰己議員のアベノミクスによる町民生活と行財政運営への影響についてお答えをいたします。なお、アベノミクスに連動したご質問をいただいておりますが、現在、衆議院議員選挙期間中でございますので、行政の中立性の観点からアベノミクスとの関連には質問項目中、町の考え方などをご答弁申し上げます。

まず、人間らしく働ける雇用のルールを行政から実現していくことを求めることについてでございますが、平成24年12月の政権交代後の我が国の経済状況につきましては、政府においてはデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として、強力に推進されてまいりました。

その政策の効果もあって、株価の回復あるいは円安の進行など、日本経済は着実に上向き傾向にあります。しかしながら、地方経済に目を向けますと景気回復の余波が実態として感じられない状況にあると思っております。

このような状況のもとでの雇用情勢につきましては、有効求人倍率の上昇には一服感が見られるものの、改善傾向にあると月例経済報告では示しておりますが、背景で正規・非正規の格差が拡大している様相を呈しております。

このような中、成長戦略の1つにかかげられます雇用制度改革では、正規・非正規の二極化の解消がうたわれておりますが、そこに終身雇用で代表されます従来の日本的雇用慣行の方針は見え、今後の展開を注視したいところでございます。

町職員の雇用につきましては、職員定数条例に基づきます定数の範囲内におきまし

て、年度末退職者や次年度の執行体制を見据えまして、新規採用職員数を決定するなど、行政サービスの執行に支障をきたさないよう対応をしているところでございまして、平成26年度の正規職員数は174名でございます。

また、非正規職員につきましては、産休代替職員などに補充いたします臨時的任用職員や、保育所・幼稚園など体制上複数担任が必要と認められた場合などに雇用いたしているところでございまして、平成26年度の非正規職員数は106名でございます。

合併後、正規職員・非正規職員とも定数に大きな増員はございませんが、特に非正規職員数につきましては、横ばいの状況にございまして、必ずしも正規職員の減少分を安易に非正規職員の増員で補充したものとは思っておりません。

また、状況を鑑みず、非正規職員に過大な業務の負担を強いるようなことは避けるべきと考えますが、適切な職掌管理のもと、非正規職員にも存分に活躍してもらえよう配慮することは、多様な働き方を求める現代社会に対しまして、雇用機会拡大の一端を担うことにもつながるものと考えております。

いずれにいたしましても、正規、非正規を含め、職員数につきましては、行政サービスを低下させず、円滑な行政運営を行うにあたっての人的資源でございまして、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、適正な規模を図って調整しているところでございます。

今後も、組織および運営の合理化に努めつつ、職員一人ひとりが良好なライフワークバランスを保ち、健全に公務に邁進できる体制づくりを目指していく所存でございます。

次に、米価の下落をどのようにとらえていくのかでございしますが、全国的な米の在庫過剰から、JA 東びわこ管内の平成26年産米の概算金は、60 kg当たり昨年比で平均約3,000円安の1万円代を割る状況となりました。このことは認定農業者や集落営農組織の経営に大きな打撃を与え、農業者の生産意欲が減退し、脆弱化しないか、また耕作放棄地が増加しないか危惧しているところでございます。

このような中、国は緊急対策として、農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や無利子化、10a当たり7,500円の米の直接支払交付金の年内支払い等を決定しているところでございます。

愛荘町といたしましても、米や麦・大豆に対し、農家と国が1対3の割合で拋出し、下落の90%を補てんする収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策の運用改善と早

期支払いを望むものでございます。

しかし、このならし対策も認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定され、該当されない農家につきましては、今年産米に限り、収入減少影響緩和対策移行円滑化対策として、一定の支払いをされますが、来年度以降は対策がなくなることも大変懸念しているところでございます。

また、農村は農業生産活動と地域住民の生活の場であるとともに、農業生産を通じた国土・環境の保全、水源の涵養、自然・景観の維持・保全などの公益的な機能が発揮される場でもあります。その機能を維持・発展することが重要であります。米価下落は、こうした地域活力や集落機能さえも低下させるものと考えております。

こうしたことから、米価の下落が止まらない限り、農業・農村の発展的な姿は描き難い状況でありますことから、国に適切な施策を呼びかけていきますとともに、JAには効率的な農業経営が図られるよう、農家との連携強化、さらには有利販売方策の研究などにも、農家に対してご指導・ご協力をいただくようお願いものでございます。

次に、外形標準課税への見解についてでございますが、外形標準課税は都道府県税の法人事業税において、資本金1億円以上の法人に対しまして、平成16年4月1日移行の開始事業年度について施行されております課税方式でございます。

現在、与党の税政調査会におきましては、法人税減税の財源確保のため、この外形標準課税を資本金1億円未満の中小企業へ拡充することについて、27年度税制改正の論点として検討をされております。しかし、与党内部や主要閣僚からは時期的なものを含めて慎重論も出ております。税政調査会の検討推移を見守っているところではございます。

また、議員ご指摘のこの外形標準課税の算定根拠の1つであります付加価値割では、いわゆる人件費が上がれば、法人事業税額が上がる仕組みとなっております。外形標準課税の付加価値割につきましては、企業の経営状況などに左右されるものと考えますので、現時点におきまして、すべての法人が人件費をあげるのか、あるいは抑えるかにつきましては予測しがたいものと考えております。

いずれにいたしましても、冒頭ご答弁申し上げましたとおり、外形標準課税は都道府県税でございまして、直接の影響はないわけでございますが、町税全体で考えますと、ご指摘の個人住民税はもとより、法人税率の実効税率が引き下げられたあとの法人町民税の税率変更も、今後の町財源の減収要因となり得るものでございますので、

危惧をいたしているところでございます。

次に、格差社会の拡大と同和行政についてでございますが、格差社会を生む出す要因につきましては、いろいろとあると考えられます。一般論といたしまして、日本社会が平等かつ均質で、高度成長期からその後の安定成長期においては、所得面での格差社会がさほど問題になることはなかったのではと考えております。

しかし、バブル期には、主に株価や地価の上昇を背景として持てる者、持たざる者との資産面での格差が拡大し、勤労という個人の努力とは無関係に格差が拡大したと言われる時期もございました。

その後、平成9年を頂点にはじまりました正社員削減、サービス業・製造業におきます現業員の非正規雇用への切り替えなどによりまして、就職難にあえぐ若年層の中から登場した安定した職に就けないフリーターや、まじめに働きながら貧困にあえぐワーキングプアといった存在が注目されるようになります。日本社会における格差社会、格差拡大が主張されるようになったと思っております。

近年、特により安い人件費を求め、東南アジア周辺の国々へ生産拠点を求め進出され、国内に生産拠点を残す企業では、人件費を抑えるために非正規社員としての雇用が増加いたしております。この結果、労働者の二極化が進み、格差社会を生み出す結果になったと考えております。

格差社会の最大の問題は、格差が貧困を伴っているということであります。職に就いているにもかかわらず、生活が苦しいと言った人々が増加いたしております。また生活保護世帯数が戦後最大ともなっております。国において生活困難者への対応策として、第2のセーフティネットと言われております生活困窮者支援制度が平成27年4月から施行されます。

この生活困窮者支援制度の運用にあたりましては、行政、社会福祉協議会ならびに第2種福祉施設であります地域総合センターが密接に連携し、効率的な対応が図れる体制を構築していくことといたしておりますが、今年度はモデル事業といたしまして、自立相談支援事業を社会福祉協議会が受託し、複合的な課題を抱えた制度の隙間におかれている方々への対処に取り組む準備を進めているところでございます。

一方、格差社会と同和行政に関してでございますが、同和地区の実態につきましては、昭和40年の同和対策審議会以降、長きにわたる取り組みや多くの方のご努力によりまして、住環境を中心とする物的事業は計画上、事業は概ね完了するなど、相当

の成果を収め、格差は是正されてきております。

しかし、心の中に残っております差別意識は今なお取り除くことができなく、就職差別や結婚差別など、社会矛盾が同和地区に集中的に表れ、就労においては不安定な就労形態に職を求めざるを得ない状況にあるなど、新たな格差や差別が生じてきている現実があると考えております。

このような格差や差別は、戸籍の不正取得と興信所への横流し事件やインターネット上での差別書き込みなど、また陰湿で巧妙な差別落書き事件など、予断と偏見による差別事件が全国的に増加しております。また、特に最近ではヘイトスピーチによる人権侵害が国際的にも問題視されております。これらの発言者には格差社会における社会弱者の若者が多いと聞き及んでおります。

愛荘町におきましても、昨年、一昨年と3件の差別事件が発生いたしております。このような社会情勢の中において生み出されます格差社会におきまして、自らの精神的安定を保つため、無差別に他人を誹謗中傷する行為により、さまざまな人権侵害事例が後を絶たない状況にあります。差別意識と差別事件は完全に払拭できておりません。同和地区における格差社会の解消には、人権侵害や差別事件を完全に払拭することが重要でございます。

質問の中にございました差別をなくす国民融合論、いわゆる同和対策事業の伸展に伴い、部落差別は解消の方向に向かっているという立場につきましては、今なお残る予断と偏見による人権・同和差別意識が解消されない限り、差別がある限り、行政の課題と受け止め、これに取り組むという基本姿勢は、愛荘町として崩すことはできず、今後とも人権が尊重されます差別のない明るいまちづくりをめざし、人権施策を進めてまいることといたしております。

以上、ご答弁といたしますが、格差社会と同和行政とのリンク性のご質問内容が今ひとつ理解で来ていないこともございまして、質問趣旨と食い違った答弁を申し上げたかもしれませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡 弘子君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。再質問と言いますか、思いのたけを言います。とりあえず、今の当然突発的に起こっている状況の中で、選挙戦というものが現実にあるわけで、その中で論評をするということについては、当然そうした行政の立場上、言わざるを得ないと思います。別に選挙があったから言えない、言えるという

ものでもないだろうとは思いますが。

ただ、現実には今言われたように、合併前とそう変わらない雇用の状況が、ではなくて、やはりここにも答弁にもあるように、雇用の状況、「雇用とはなんぞや」ということが、そもそも根につかなければならない。そのことを抜きにして、今日的な到達のみを論戦しても、何も解決をしないんだということです。

それが、行政側がやっている、現実には地方分権が進んだ結果、地方に業務が増えてきているわけですよ。それなのに、人員は俗に言う、言葉をわかりやすくするために正規職員、要するに、町の職員が増えないで、結果として非正規雇用が臨時的な対応と言いつつも、実際はその仕事はどうであるのか。もう少し探究はいると思います。

反面、その答えは結果として業務をどんどん、どんどん職員一人ひとりの仕事が増えているんだけど、職員が増やせられない。増やせば、結果として国の基準等に引っかかっていたり、もしくは給料を一定、常に問題にされているのがラスパイ、こうしたものに全部ひっかかってくる。だから、結果として行政独自の進め方が見出しにくいという状況がある。

しかし、もっと極端に極論を言えば、要するに採用時の号給を、何とか今日の経済事情に合わせてなんとかできないかとか、それすらもいろいろな角度から見なければならぬ。ただし難しい状況がある。これ自体がみんな結果としてそうした組織者の方が給料を抑える状況にあるんだということです。

そこを、雇用とは、終身雇用ではないんだけど、そうした形態で本当に積み重ねていく、人生を積み重ねると同時に経験も積み重ね、その専門性も積み上げていく、そうした歴史というものが、そこに培っていくわけです。

だから、それ自体が私は行政が壊しているよということを強く言っているし、行政がその先頭を切らなかつたら、どこから物事が解決していくんだということです。

あえて別にこれが質問になるのかどうかはわからないし、だからこそ、何が必要なのかと言えば、先の本会議でいったように、ここの町として何ができるのかを職員みんなが自分のこととして考えればいいわけですよ。この分野は私には関係ないからと言っているから、いつまでたっても、そこに新しいものが見出せない。別にこの町はこの町として職員の採用の仕方があっていいはずで、法律を熟知すれば。

あの時、極端な提案もしました。しかしその提案が皆さんに考える1つの入口になったのではないかと私は自負しています。できないから、できないからと、16万円の

その状況から脱しられないと。それは正規職員の給料とのバランスシート、そういうことばかり言って、結果として次の段階に進めない。そこは本当にそうなのか。私自身、その根拠となるものを持っていませんから、口のみで皆さんに訴えておきます。

次に、そうした中で、やはりそこから解決の糸口、すべてがやはり町民の所得が豊かにならなかつたら、ここの町は小さな町です。2万人の人口です。2万人の人口の町の行財政運営をしていこうとすれば、やはり町民の所得が増えなければならない。皆さんも一生懸命働いているけれども、実際問題、働いた後の厚生年金額が、その以前よりも4,000円ほど下がってしまっていると。国民年金においても1,100円ほど下がっていると、現実には下落に合わせて、物価の下落に合わせて下げていくとか、上げても下げる条項を新たな給付制限を設けるとか、こんなことばかりやっているのが、今現実の政治なんです。

だから、皆さんが一生懸命やっていただいている、町民の皆さんも一生懸命働いている。働いていても、結果として貧困層に追いやられて行っているんだということを私は言っているわけです。そこを見開かないと、我々本当に町民の暮らしが行き詰って行けば、地域コミュニティが壊らされていくんだと。

だから、その代表的なのが農業、つぶれていけば、根本的に変わってきます。一般質問で農地中間管理機構制度を取り上げました。じゃあそれはなぜなのか、新しい制度です。なぜ農業委員会をつぶして新しいそういうものができるのか。その制度をつくっても農業そのものができていかない。サラリーで今農地を、農業を、我が財産を維持されている方がほとんどなんです。要するに、特農家、大農家に委託してやってもらっているんです。しかし、それをやっていくためにはサラリーがなければ、やっていけないのです。なんぼ農地の中間管理制度に委託しても、それは無理なんです。

私の知っている農業営農組合で、その委託している人たちから、1反当たりいくばくかの運営費をいただいていると、それを今年下げられるかなと思ったら、逆に米価が下がったから下げられなくなったと、ある営農組合ではそういう制度を取り入れてでも、その地域の農地を守ろうとされている。これがある意味今の中間管理機構だと思えます。

でも、これがみんな立ち行かなくなれば、壊れていきますし、地権者に返します。地権者も持っていては仕方がない。どうしたらいいのかと、将来的にはこれが起こってくるでしょう。このことを、現段階で警鐘を鳴らしているわけです。

だからこそ、自分たちの地域をどう守るのかという、当然、農業が壊されていけば、即座に地域コミュニティが壊れていくでしょう。絆も壊れていくでしょう。そういうことにつながっていくんだから、我々は愛荘町、そうした祭りごとに関わっているものは、やっぱり農業、山、これに対しては特段の注意を払っている。

この守り方がどうあるべきなのか。これは当然まちづくりにもあるし、むらづくりにも関わってくるわけですから、私は新たな提案をしたいのは、それこそ産学共同で愛荘町の町にあった経済のあり方、農業経営と言いますか、ただそこに限定すると難しい、産学共同にするには。やはりこの町の経済をどうするのかと、小さな経済を、私はここでもっと産学共同を發揮すればいいなと思います。

実際にこの町の実態が何であるのかをしっかりと細かく案でというか、調査活動をする、先ほどの質問じゃないですが、所得階層が本当にどうなっているのか、5年、10年。本当に国保会計にしても1億円の補正予算を組まなければならない、非常事態。じゃあこれはいったい、なぜこうなってしまったのか。細かく分析する必要がある。

その分析は町民の実態を明らかにするということになってくる。こうしたことで私は提案したいのは、本当に産学共同の官と学が共同して、しっかりとそうした一度我が町のところの実態を把握するというのを、本格的にされたらどうかと。

そうすれば当然何が必要なのか、議会にも、どんどんそうした実態を示していただく、そしてともにそのあり方を探求していく。今消費税の中には、地方消費税があって、地域の購買力を高めようという運動が起こっている町もあるそうです。ありがたいことに、ここには愛荘町は大きなスーパー等があって一定の購買力を發揮していると思います。地域に還元される状況は。

しかし、その先はどうなっていくかはわからない。じゃあ、そうした町の将来性を見た上で、経済のあり方、なんぼ頑張っても小さな経済しか、ここではつukれない。そのことから、今からそういう研究をしていく、私は遅くはないと思います。そのことは町長に求めておきます。

時間の都合があるので、同和行政、格差社会ということと同和行政の関連性云々と言われました。やはり、そもそもの人間らしい生活をする、当然、人と人の尊重をされる、そういう社会を目指して、当然戦後の運動の中で同和問題を正面に据えて、政治の正面に据えたということは事実であります。

だから、そういう格差をなくしていくという、その時は格差という言葉ではなく、現実には差別です。差別を解消するということです。今日は逆に、そのことが祭りごとの側から進めているんだということをまず論争、正面に据えないと、問題解決にはいかない。今日の到達、はっきりとしておきますと、もうこの町は同和減免を終わりました。私の規定は同和減免が終わったんだったら、1つの制度として一度区切りをつけて、本当に町民全体を人権問題で取り組むという時期に入ったというふうに、私は考えています。

ですから、同和行政として難しく祭りごとをしないという時期に入ったのではない。特に、いつも言っている根拠のない補助金、行政の側からできることは、それはもう本当に来年度からやめるべきです。私、議員になった時に、翌年、同総協という根拠のない補助金、当時の町長は、指摘に対して次の年度から廃止しました。

だから、やはり町民にも説明のつかない補助金はやめる、そうした区別する政治は、その区別という言葉は不適切ですが、根拠のないんですから、あくまでも根拠がない。適正に補助金を出す。当たり前の政治にすればいいと思います。

再度、町長、その補助金は本当に関係者の理解を得て、ただちにやめて、人権を尊重するまちの政治、そういうふうに切り替えていくことを求めておきます。

○議長（吉岡 糸子君） 町長。

○町長（宇野 一雄君） 再質問にお答えさせていただきます。どの部分を再質問にするのか、ちょっとなかなか焦点が合わないわけでございますけれども、まず職員の雇用に関しましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、正規職員・非正規職員というのは一定定数管理上、雇用しているものでございまして、けっして、正規職員の足りない部分を非正規で補っているというか、雇用しているという状況ではございません。

基本的に、先ほども申しましたけれども、産休代替職員等の臨時的任用職員の雇用、また短期的にどうしてもこの人は必要やというような執行体制の中で思われる部分につきましては、言葉上は嘱託といたしておりますけれども、嘱託職員を雇用しているというような状況です。

ともに、臨時的任用職員、あるいは非正規職員とも、不安定就労というようなことには十分認識はいたしております。したがって、長期雇用は抑えるといいますが、その方たちを長期に雇用することは極力避けるということで、一定の要項を定めまし

て、例外もございますけれども、一定最長5年というようなことを決めまして、今運営をしているところでございまして、やはり年度年度の執行体制に応じた職員雇用を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというように思っております。

また、農業山林に絡んだ官学連携の重要性でございしますが、今現在官学連携につきましては、まちづくり部分で県立大学等とやらせていただいております。農業山林は地域資源として重要なものというように考えておりますので、今後また視野を広げて官学連携で、そういった農業のありよう、山林のありようが見出されればなと言うように思っておりますので、今後官学連携をも視野に入れて進めてまいりたいというように思っております。

また、格差社会と同和問題の関係で、総論につきましては答弁で申し上げたとおりではございますが、いずれにいたしましても、今現在も差別が惹起している状況の中で、なかなか差別を解消するというのは非常に難しいのかなというようなこともございます。

したがいまして、今現在、総合センターと周辺字との間で、一定交流を図りながら補助金を出させていただきまして、たぶんコミュニティ補助のことをおっしゃっていただいているというように思うのですけれども、3年ほど前にその見直しをやらせていただきまして、実際に使える補助金として出すということで、各地域の方々も思いつきをいただいているものと思っておりますし、今現在もそういった、どうしても必要なものに補助金を出しておりますので、それをすぐにやめるということは、やはり周辺字との交流という観点から、なかなか困難かなと思っておりますので、今後どうしても必要やと言いますか、そういったものの必要性を解かしていただきまして、事業に即した、いわゆるコミュニティ補助ということで進めてまいりたいと思いますので、今後とも検討しながら、円滑に進むよう考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇ 徳田文治君

○議長（吉岡糸ミ子君） 6番、徳田文治君。

〔6番 徳田文治君登壇〕

○6番（徳田文治君） 12月定例会、6番、徳田文治、一般質問を行います。

大きく、ラウンドアバウト（円形交差点すなわち環状交差点）と、学校図書館司書の配置、その業務内容と効果について、質問させていただきます。

まず初めに、ラウンドアバウト（環状交差点）について、県道湖東彦根線、豊国運動公園西の交差点においては、スピードが出て大変危険であり、朝夕の交通量が多いところであります。過去5年間に6件以上の出会い頭事故、自損事故、軽微な事故が発生をしております。これまで、道路標識、路面標示等による交通安全対策が行われてきましたが、効果はあまり認められない状況です。

また、毎年、隣組会の札入れ項目でも枚数が非常に多く、自治会の要望項目として、当該交差点に信号機の設置を町当局にお願いしているところです。

守山市や守山署などで作る協議会が、立田町の市道交差点で、今年初めに実施した信号のない円形交差点、すなわちラウンドアバウトの社会実験について、交差点への進入速度や通過速度が抑制され、安全面で効果が確認できたとする実験結果を発表いたしました。現在は仮設となっておりますが、年内中に、県内初の本格設置を目指すということでもあります。

巨大な津波が東北の沿岸部を襲った2011年3月11日の停電で、信号が動かなくなり、交通網が混乱し、車で逃げようとした人たちの行く手は渋滞で遮られ、逃げたくても身動きが取れず、津波に流された人たちがたくさんおられました。

もし、次の災害がやってきたら、どうすればいいのか悩んだ末、陸前高田市の自動車学校の田村社長が、東日本大震災の半年後、復興後の陸前高田のイメージとして、環状交差点すなわちラウンドアバウトを設けた町並みの図面をつくりあげたという新聞記事を拝読いたしました。

そこで、次の数点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、今度、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、導入の意義は大きいと思いますが、その見解を求めます。

2点目は、今後、信号機の設置を要望している場所や、事故多発地点などでの設置について、その考えを求めます。

次に、学校図書館司書の配置、その業務内容と効果について、質問いたします。平成20年6月定例会で、我が町のすべての人が読書に親しむ取り組みを進めることで、心豊かな人づくりを目指そうと議員提案があり、全員賛成で可決した経緯があります。本町は読書の町宣言をし、文化豊かなまちを目指しています。

かつて、本町の五愛塾講座の講師として講演された元鳥取県知事や元総務大臣を歴任され、現在慶応義塾大学の教授の片山善博氏は、学校図書館は子どもたちが主体的に学ぶ生活習慣を育むための、また読解力を高め、知的な価値を生み出すための、さらに社会に出た時に自立した個人として自己実現ができるよう支援するための大きな役割を果たす場所であるとして、知事時代に学校に司書を置き、学校図書館の活性化と学校教育のレベルアップを図られました。

また、総務大臣時代には、住民生活に光を注ぐ交付金制度を導入され、地域の知的基盤として図書館の整備に尽力をされました。

本町は教育熱心な町として、多額の教育費を投じ、教育環境の整備をはじめとして、町費講師の配置やサポート体制の充実に取り組んで来られました。そして、今年4月から人間性豊かな子どもたちの育成を図るため、学校図書館の充実を期し、2人の正規職員の司書を増員されました。

そこで、次の数点についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、現在増員された2人の司書はどこに配置され、どのような業務を担当されておられるのか。

2点目は、本町には6校の学校があります。何を狙いとし、どのように業務遂行しておられるのか。

3点目、愛知川・秦荘の図書館と学校図書館の役割の違いについて説明を求めます。

4点目、4月以降、まだ日が浅いですが、子どもたちの反応、そして効果のほどはどうなっているのか。

5点目、学校図書館の今度の取り組み方針について説明を求めます。

最後の6点目になりますが、読書のまちづくりについて、現在の取り組みと今後の方針について説明を求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、徳田議員のご質問のうち、1点目のラウンドアバウト（環状交差点）についてお答えいたします。

ラウンドアバウトとは、円形交差点の1種で交差点の真ん中に中央島と呼ばれる円形の通行できない区域を設け、車両はこの中央島の周りを一方方向に通行するもので

す、従来は道路交通法において、ロータリー交差点のみが定義づけられていましたが、昨年6月の法改正に伴い、環状交差点が新たに追加され、本年9月1日より全国19ヵ所で運用が始まっているものです。

議員ご指摘のとおり、災害等により停電が発生し、信号が機能なくなると交通渋滞を招き、強いては大参事へともつながりかねない状況になります。しかし、環状交差点は、信号機の設置費は削減できるものの、中央島の植栽の定期的なメンテナンス費や照明等のランニングコスト、さらには最も影響及ぼす交差点部の広大な用地確保が課題となります。

よって、今後の交差点改良においては、環状交差点のメリット・デメリットを現状に合わせ、総合的に判断し、1つの手法として検討してまいりたいと考えます。

なお、信号機の設置については、ご承知のとおり、滋賀県公安委員会が行っており、県下において緊急性の高いものから、毎年約6基程度しか設置されていない状況下で、当町の要望13ヵ所を含め、東近江警察署管内のみでも98ヵ所と厳しい状況であります。しかしながら、引き続き、強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 徳田議員のご質問のうち、1点目と2点目の司書の配置、業務内容と狙いについてお答えをいたします。

昨年度に策定しました子ども読書活動推進計画を具現化していくために、今年度より2名の司書を増員いたしました。これは学校図書館の機能を向上させるため、実態把握に努め、総合的な子どもの読書推進と環境整備が図れるよう学校司書として、愛知川・秦荘図書館に配置しました。

学校司書は、各町立図書館から中学校に週1回1日、小学校2校に週2日の5日間勤務し、司書教諭や図書主任と連携しながら、子どもたちが自主的に学校図書館の運営や本の整備ができるよう支援業務を行っております。

また、まちじゅう読書の重要な施策でもある誰もが読書に親しむまちを目指すため、学校司書と町立図書館司書が情報交換を図り、学校図書館をより活性化することで、子どもたちが将来にわたって図書に関心を示すことを狙いとしたものであります。

4点目の子どもたちの反応、効果についてお答えをします。

学校司書の配置により、学校図書館の開館時間が増加したことにより、子どもたちは本を身近に感じ、読書へに関心を高めてくれています。徐々ではありますが、貸出人数や貸出冊数、資料相談も増えており、学校図書館の活用が進んでおります。

5点目の学校図書館の今後の取り組み方針についてお答えをします。

本に親しむことによって、子どもたちの豊かな感受性や、学力の基礎となる言葉の力を育てることができることから、読書の習慣を身につけることは、学校教育の中でも重視されなければならないと考えています。そのためにも、司書のいる学校図書館を充実させていくことは大変重要なことと考えております。今後も、まちづくりの主役は人という視点に立って、五愛十心の教育理念を中心に、子ども読書活動推進計画の実現のため、町立図書館を拠点としたまちじゅう読書を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉岡みこ子君） 図書館長。

[図書館長 平形ひろみ君登壇]

○図書館長（平形ひろみ君） 徳田議員のご質問のうち、3点目の町立図書館と学校図書館の役割の違いについて、お答えいたします。

町立図書館は、図書館法に基づく公共図書館であり、図書、資料を収集し、整理保存して、町民の利用に供し、教養、調査研究等に資することを目的とする教育機関です。

一方、学校図書館は、学校図書館法に基づき、図書、視聴覚資料、視聴覚教育の資料を収集、整理、保存をし、教育課程の展開に寄与することによって、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的とする学校施設です。児童・生徒が生涯にわたり読書の習慣を身につけ、想像力を養うためにも学校図書館は、学校教育に欠かすことができないものです。

両者の大きな違いは、図書館サービスの対象者であります。公共図書館は乳幼児から高齢者まで、すべての町民を対象としておりますが、学校図書館の対象者は、その学校の児童・生徒・教員に限られるという点にあります。

6点目の読書のまちづくりについて、現在の取り組みと今後の方針について、お答えします。

平成21年3月に宣言されたまちじゅう読書を基本に、平成25年3月には愛荘町総合計画（後期計画）の第5章に「まちじゅう読書の充実と発展」の項目を追加し、

深化してきました。また、昨年度には子ども読書活動推進計画を策定したところです。その計画の実現に向けて、図書館は町民すべての人への図書館サービスを充実させることを基本に、まちじゅう読書の推進、子ども読書活動の推進、地域に根差した図書館活動の推進に取り組んでおります。

特に、今年度から始まった学校図書館への司書配置を含めて、子ども会や老人クラブ、子育て支援センター、福祉施設など、資料や情報を必要としている地域へ出かけていくサービスに力を入れております。

今後も図書館に来館される方だけでなく、また図書館を利用したことのない方へ、少しでも読書に関心を持っていただけるように、町民の方々や関係機関、団体と連携して、まちじゅうに読書の輪を広げていけるよう、地域に根差した図書館活動を展開してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡みこ子君） 6番、徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治。再質問を行います。ラウンドアバウトの件について伺いをいたします。

今、答弁書をいただきまして、「信号機の設置費は削減できるものの、中央島の植栽のメンテナンス、また照明等のランニングコスト、さらには最も影響を及ぼす交差点部の広大な用地確保が課題となります」ということを、答弁をいただいておりますが、メリットな面が、私も守山市行政に行ってみました。現場もその場所に行ってみました。

そこも過去5年間に9件の出会い頭事故が発生をしております。そういったことで、守山も予算措置1,500万円を補正予算で計上されるということでもあります。そして、また社会資本整備交付金55%、あとは起債で対応されるということも聞いております。

ただし、このメリットの方はものすごくあると思うのです。あそこには浜街道のちょうど東で、その交差点で守山北高校があり、そしてその住人さんにもアンケートを取られました。8割の方が「交差点を走行する車の速度が遅くなった。また安全確認のしやすさ、交差点の安全性に効果があった」と回答しておられます。

そして、交通の専門家によりますと、また将来、信号交差点が次々ラウンドアバウトに置き換わるだろうと、このような見解も示されておられます。使いこなせるかど

うかは、やはり日本人の内にかかっていると思います。交差点の形状がどれだけ変わっても、やっぱり人の心は事故を防ぐ、そういう原点はずっと変わらないだろうと思います。そして、譲り合いの精神こそが安全につながると確証しておるところでございます。そして、また警察庁の幹部は道路を管理する自治体の方らと協力し、必要な場所に普及させたいということも述べておられます。

そういったことで、再度お考えをお伺いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるように、先ほど答弁いたしましたように、メンテナンス費用また照明等の費用等もかかってくるということでございますけれども、おっしゃいますように、信号機等の設置箇所が少ないと、設置台数が少ないという中で、有効な手法の1つだというふうに考えております。

また、今ほどありましたように、一方通行でその中央島を回るという形の部分から、一旦停止の確認もしやすい、確かにそういうメリットもあるということは認識しております。

しかしながら、私どもの仕入れた情報の中では、広大な用地を必要とするというところがございます。近年、私どもも、さまざまな道路整備等も図っていかなくてはならない。また交通安全の対策も講じていかなくてはならない。その時にやはり一番の課題となるところは用地の確保です。隣接の住民の方々に、ご協力をいただきながら道路整備を進めておりますけれども、すべてがすべてスムーズに用地の確保ができるというものではございません。そうしたことの課題も含めながら、今後は公安委員会とも協議を重ねながら、交差点改良にあたりましては、そうしたことも、先ほど答弁の中でもさせていただきましたように、視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◇ 河村善一君

○議長（吉岡糸ミ子君） 7番、河村善一君。

〔7番 河村善一君登壇〕

○7番（河村善一君） 7番、河村善一、一般質問を行います。3点について質問いたします。

1つ目は愛荘町の福祉の取り組みと今後についてお尋ねいたします。

10月10日、教育民生常任委員のメンバーで、介護予防視察研修として愛知県高浜市へ行ってまいりました。高浜市は、前市長が福祉のまちづくりに熱心で、全国の福祉の先進地として取り組まれてきたようであります。また、高浜市の人口が4万6,202人で大都市の市ではなく、どちらかと言うと小さな市で、愛荘町の倍の人口であることから、愛荘町でも何点か参考にできると考えます。

詳細な報告につきましては、過日の全員協議会で報告されていますが、そのうちの何点かについて一般質問いたします。

1つ目の質問であります。相談窓口の1本化についてであります。高浜市では名鉄三河線三河高浜駅前に「いきいき広場」を設置されています。現在、そこでは地域福祉グループ、介護保険・障がいグループ、福祉まるごと相談グループ、生涯現役まちづくりグループ、保健福祉グループ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉機器のショールームを設置しているほか、市民窓口グループの出張所業務も引き続き行っておられます。さらに、地域包括支援センター内に、障がい者の相談支援業務に携わる職員を配置し、相談窓口を1本化、充実を図っておられます。

平成23年からは、広場内に保健センター、子ども発達センターを開設し、母子保健および成人保健の拠点として、市民の健康づくりを担っておられます。また、働く方の利便性を考え、平日の開所時間を午後7時までとし、土曜日にも利用できるようにされています。

現在、愛荘町では相談窓口が各担当課にあり、さらに各担当課が愛知川庁舎と秦荘庁舎にそれぞれあるため、住民が各担当課を捜し、右往左往することになっているのではないのでしょうか。今後、愛荘町でも福祉に関する手続きをワンストップで行うことができるよう、相談窓口を1本化して充実を図るようにすることが、住民サービスにつながると考えますが、愛荘町の今後の取り組みについて、お尋ねいたします。

第2点、生涯現役のまちづくりの取り組みについてでございます。高浜市は、平成23年度から既存の社会資源、公共施設・地元商店・企業・公園・神社などを活用し、高齢者の皆さんに魅力あふれるプログラムを提供し、健康推進・介護予防・認知症予防、さらには地域の活性化を促す生涯現役のまちづくりに着手され、高齢者の皆さんが自分らしく生きがいを持ち、可能な限り介護を必要とせず、自己選択・自己決定による尊厳のある活発な暮らしの実現を目指しておられます。

愛荘町でも団塊の世代が 65 歳以上となり、一気に高齢化が進んでまいります。愛荘町の高齢者の皆さんにも、生涯現役の気概で生涯現役のまちづくりに取り組んでいただくことが必要と考えます。現在の取り組みと、今後の計画についてお尋ねいたします。

第 2 点の質問でございます。学校での職員室と本館の拡充について、お尋ねいたします。

11月11日、教育民生常任委員と教育委員が学校訪問を行い、幼児・児童・生徒の学習の様子（参観）、学校園の教育方針・課題等の説明を受け、質疑を行ってまいりました。6月30日に秦荘地区の学校訪問があり、今回は愛知川地区の学校訪問で、愛知中学校・愛知川幼稚園・愛知川小学校・愛知川東小学校の順に訪問させていただきました。

生徒の学習の様子については、実際に各学級の授業参観を見させていただくことにより、ほんの一部であると思いますが、学校現場を知る良い機会となったと思います。また、各学校長・園長より、教育方針と課題を聞き、疑問点については、その場で質問させていただきました。

今回の学校訪問をして、次の点について質問いたします。今回訪問したほとんどの学校において、教職員数に対して職員室が大変せまく、職員室での作業がままならない状態であるのではないかと思います。臨時講師の机は、一人ひとりの机がなく、日替わりで同じ机を使ってもらっていると聞きました。これでは、教職員のやる気がなくなってしまうのではないかと。教育民生常任委員の数名が各職員室を見せていただきましたが、同意見でございました。

そこで、職員室を大きくすることはできないのか。よりよい環境のもとで仕事をしっかりしてもらいたいと考えますが、その予定、計画はあるのか、お尋ねいたします。

上記の職員室の最たるところは、愛知中学校の職員室であります。この愛知中学校の本館は、私の中学校2年の時に新築され、そのまま今日まで使用され、53年が経過いたしました。近い将来、大幅な改築または新築が必要と考えますが、教育委員会はその予定、計画があるのか、お尋ねいたします。

第 3 点目の質問でございます。人口減少危機をいかに克服するか、消滅可能性都市と出生率・少子化についてでございます。

日本創生会議（座長、増田元総務大臣）、2040年に896の消滅可能性都市を発

表し、名前をあげられた都市は危機感を持っております。その根拠は、人口の再生産を担う20～30代の若年女性人口の人口流出による大幅減少であります。若年女性人口が半減する自治体は、仮に出生率を多く引き上げても、若年女性の流出によるマイナス効果がそれを上回るため、人口減少が止まりません。

人口減少・少子化が社会に及ぼす影響として、経済縮小、社会保障破たん、地方と一次産業のさらなる衰退、治安・安全面への懸念等々、社会のあらゆる領域に深刻な影響を及ぼします。少子化の要因として、未婚化、晩婚化、晩産化、夫婦の出生率の低下があげられます。

現段階で、愛荘町として、どう取り組もうとされているのか、お尋ねいたします。今までの福祉施策だけでは、出生促進効果は限定的なものにとどまっていたのではないかと。現在の日本の年間出生率は、ほぼ100万人で、それが維持できるか不安であります。その打開策として、児童手当の多子傾向加算、つまり第3子、第4子には給付を増やす施策「親手当」であると、最近政府でも検討されているとお聞きいたします。

月額どれほどの給付になるかと言うと、第1子に1万円、第2子に2万円、第3子に4万円、第4子に8万円とのことでございます。3人の子育て家庭は7万円、4人の家庭は15万円もらえることとなります。現行制度では、給付期間は中学卒業までですが、理想的には新成人の定義に合わせて18歳まで給付してもよいのではないかとされています。

そうすれば、地方の若者で付き合っている人がいるのに、低所得で結婚に踏み切れないという人が多い中で、その問題も解決と思われれます。親手当によって、仮に100万人の出生数を維持することができたならば、50年後は1億人の人口が維持できることとなると考えます。

以上は1つの提案であります。愛荘町は人口流入により人口は増えていますが、出生数を増やし、子どもの数が増えれば、バランスのとれた人口分布になると考えます。この提案について、町の考えをお尋ねいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 河村議員のご質問の3点目の現段階での町の少子化対策についてお答えをいたします。

我が国の少子化は急速に進行しており、平成24年の合計特殊出生率は1.41と人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っております。こうした中、愛荘町の人口や子どもの人口は増加傾向にあり、平成20年から24年、合計特殊出生率は1.81で滋賀県平均1.54を上回り、栗東市に続いて2番目に高い数値となっております。

また、2010年の総人口は2万118人、10年前に比べると5.9%の増加、増加率は全国市区町村1,741中210番目に高い数字となっております。さらに平成20年から24年、人口動態保健所・市町村統計によりますと、愛荘町の2008年から12年における赤ちゃんの出生数は年平均236人、人口1,000人当たりでは12.1人となり、全国市区町村1,741中34番目になり、非常に高い数字となっているところでございます。このため、愛荘町では児童数の増加に伴う学校施設の増築等、新たな課題が生まれている状況にあります。

他の市町では急速な人口減少にある中で、愛荘町が人口増加している要因には、就労機会、交通の利便性、住環境、街のにぎわい、福祉・教育・文化環境、自然環境、災害等、町民の皆さんが住みやすいまちづくりを総合的に推進してきたことや、愛荘町次世代育成支援行動計画に基づき、住民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできたことが一定の成果として表れているのではないかと推測しております。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2020年をピークに緩やかではありますが、人口減少傾向にあることから、持続可能な自治体運営を図っていくためにも、少子化対策を強力に推進していく必要があることから、今年度末に策定する子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援するまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、出生促進施策としての「親手当」の支給についてでございますが、現行の児童手当制度では児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的にしております。

今年度予算ベースで5億4,540万円の支給を見込んでおり、一般財源で8,110万円を持ち出すこととなっております。愛荘町では中学生までの医療費無料化や第3子以降の子どもが誕生した時に支給するのびのび子育て支援金、特定不妊治療費の助成、妊婦検診費用の助成、保育料等の負担軽減など、子育てに関わる経済的な負担を少し

でも軽減できる施策を実施しておりますので、町単独での「親手当」の支給は考えておりませんが、国の施策として実施されるのであれば対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 上林市治君登壇〕

○総合政策課長（上林市治君） それでは、河村議員のご質問のうち、3点目の人口減少危機をいかに克服するかについて、お答えいたします。

平成26年5月8日、日本創生会議の人口問題検討分科会は2040年（平成52年）に、若者女性の流出により、全国の896市区町村が消滅の危機に直面するとの試算結果を発表いたしました。分科会は、地域崩壊や自治体運営が行き詰まる懸念があるとして、東京一極集中の是正や魅力ある地方の拠点都市づくりなどを提言いたしました。

人口減少・少子化・高齢化の進展が社会の及ぼす影響として、経済成長や財政・社会保障さらには社会生活など深刻な影響を及ぼすものと思われまます。滋賀県では平成26年9月9日に、人口減少社会における本県のあり方を全庁的に検討するため、人口減少を見据えた「豊かな滋賀づくり推進本部」を立ち上げました。

また、国におきましては、平成26年11月21日、ひと・まち・しごと創生法が可決されました。その中で、地方公共団体の責務として、国が策定する長期ビジョンと総合戦略を勘案して、各地方公共団体の人口動向を分析し、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それを基に各地方公共団体における今後5ヵ年間の目標、施策の基本的方向性を示した地方版総合戦略を自主的に策定するよう明記がされております。

このことを受け、滋賀県では各市町の取り組み状況について、情報交換を行う場として「市町人口問題検討会」を立ち上げ、愛荘町も参加をいたしました。

人口減少・少子高齢化の問題は、国・県・地方が総力を挙げて取り組むべき重要な課題となっており、合併以降、愛荘町の人口は増加となっているものの、いずれは減少に転じると考えておまして、財政面の影響や、地域の活力低下など、様々な問題が発生すると懸念されています。

特に、若者の流出につきましては、近くに雇用がないなど課題もあることから、市町だけでなく、市町と県との役割分担も明確にしていく必要があると考えています。

ご質問の現段階での愛荘町としてどう取り組もうとされているのかにつきましては、人口減少が及ぼす影響については、全庁的なものとしてとらえ、各担当部課長等を含めた「(仮称)愛荘町人口減少問題検討推進本部」を近く設置し、少子化対策、若者の定住促進、女性の活躍など論点を絞った検討を行い、平成28年3月末の策定を予定しております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡みこ子君） 教育管理部長。

[教育管理部長 青木清司君登壇]

○教育管理部長（青木清司君） はじめに、教育民生常任委員の皆さまには、教育委員と合同で、6月には秦荘地域を、11月には愛知川地域の幼稚園・小学校・中学校を訪問していただきまして、ありがとうございます。さまざまな現状や課題について、ご認識をいただいたものと思っております。

さて、ご質問のうち、1点目の各学校とも職員室が狭く、拡充ができないか。また、その改修計画はないかのご質問でございますが、特に11月にご訪問をいただきました愛知川地域の小中学校は、これまで児童・生徒数の増加等により、普通・特別教室の増設や大規模改修を進めてきたところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、職員室については、限られたスペースの中で使用していただいているのが現実で、狭隘であることは認識しておりますが、増築する場所や改修するスペースに限りがあり、学校校舎全体の施設整備を計画的に考えていく必要があると考えております。

次に、2点目の愛知中学校における校舎の増改築についてでございますが、愛知中学校の本館につきましては、昭和37年に竣工され、50年以上が経過しております。生徒の増加や施設の老朽化に対応すべく、大規模改修や修繕を行っており、平成6年から7年には大規模改修を、平成10年に耐震補強等を行い、平成21年度には中央棟3階建て延べ約940㎡を増築し、施設の整備に努めてきたところでございます。

しかし、計画時に想定をしました生徒数は、土地開発等に伴い増大し、教育委員会としましても、大規模な施設改修または新築が将来的に必要なと認識しております。

1点目、2点目のご質問を合わせまして、平成27年度において、文部科学省の学校施設整備指針に基づき、県教育委員会や学校関係者と協議をし、愛荘町の現状に応

じた教育施設の整備について調査し、喫緊の課題として具体的な検討に入りたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（吉岡あみ子君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、河村議員のご質問のうち、1点目の愛荘町の福祉の取り組みと今後について、お答えいたします。

過日の高浜市への介護予防視察研修に同行させていただき、福祉に関する手続きをワンストップで行うことを目的に、交通の拠点である駅前に「いきいき広場」を設置されており、開設時間の延長や土曜日も利用できる体制などにより、先進的な取り組みのまちづくりを展開されておりました。

また、生涯現役のまちづくりにおいては、高齢者の閉じこもりを防止するために、自らが出かけたくなる場所や、地域の方と触れあうことができる居場所の提供に取り組まれており、生涯現役応援スタッフとして、職員が地域の担当として情報収集や事業の掘り起しを実施されておりました。

ご質問いただいております相談窓口を1本化し、充実を図るようにすることが住民サービスにつながると考えるが、今後の取り組みについてはですが、現在、福祉サービスの相談や手続き事務については、両庁舎において、ワンストップで対応できるよう、愛知川庁舎では住民課が、秦荘庁舎では秦荘サービス室において努めています。

専門的な相談内容等については、担当課をお尋ねいただくか、職員が訪問するなどにより対処している状況であります。

今後については、職員が多様な相談にも対応できるよう、資質の向上を図らなくてはなりません。また、高齢化が進む中、身近で相談ができる窓口として、第2種福祉施設でもある地域総合センターを含めた町公共施設での対応を充実していくなど、身近な場所で相談ができるワンストップサービスの窓口を目指すことが必要であると考えます。いずれにおいても、各部署が連携をとりながら対処するなど、地域包括ケアシステムを進めていかななくてはなりません。

次のご質問の生涯現役のまちづくりに取り組んでいただくことが必要と考えるが、現在の取り組みと今後の計画については、現在の取り組みは、シルバー人材センターにおいて、高齢者が知識や経験、技術を生かした事業を展開していただいております。

老人クラブにおいては、愛知川・秦荘老人クラブ連合会に広域的な活動を推進する創造推進員を設置するとともに、高齢者教室としてフォークダンスや男の料理教室などの介護予防事業に取り組んでいただいております。

また、地域包括支援センターが実施している出前講座や認知症サポーター養成講座において、閉じこもらず外出することの重要性を周知しているところです。

今後については、現在策定中であります高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画において検討していただいておりますが、高齢化が進む中では、元気な高齢者が地域の支え手となるよう、ボランティア活動の促進、生涯学習活動などの多様な学習機会の提供、世代を超えた交流の促進が必要です。併せて、高齢者の居場所づくりや活動場所の確保を目指すこととしています。

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡みづ子君） 7番、河村善一君。

○7番（河村善一君） 再質問を行わせていただきます。少子化対策で、愛荘町は人口は今は増えているということをおっしゃられました。確かに今現在は増えていると思うのですが、これから5年、10年後には逆転してくるのではないかと。今現在、住宅は建ち、増えているから、その方たちは一定の収入があり、子どもさんがいたので今まではアパートに居たところから、一戸建ての家をもって、ここ愛荘町に来られているのではないかと思います。そういう子どもさんたちにとっては、幼稚園あるいは小学校が喫緊の課題であり、現在そういう状況であろうかと考えます。

その中で、五個荘で聞くと婚活をやるとか、そういう少子化対策のために、あらゆる手立てを取りながらやっておられると私は思うのです。だから、愛荘町は増えていますから、このまま手立ても何もせずにはいいですよということではなくて、1つのこれから、ここに住んでいただいた方が、ここに居て、都会に就職するんじゃなくて、地域に住んで、子どもを産んでいただいて、ここに定着していただくように考えていく必要があるのではないかと。あるいはまた、都会にいた子どもさんたちがこっちに帰ってきて、住みやすい環境づくりをしていくための対策を打っていかないと、やはり人口はあるときから減少していかざるを得ない。愛荘町も消滅都市に入るときも出てくるかもしれないと私は考えております。

そういう意味において、何か手立てを考えておられるのではないかと。私自身は、やはり、こう言ったらなんですけれども、1人目、2人目はイージーなんですよ、第

3子、第4子をどうしていくかということが重要な課題であろうかと思うので、そのための手立てを考えるべきではないかということで提案しているわけで、第3子、第4子、7万円と言いました、15万円と言いました。そこについては、行政が、これは町単独ではできることではございません。

やはり国での施策になってくるかと思えますけれども、そういうような少子化対策の施策を考えていく、そういうことは提案されている文書がありましたので、私はそういうところに飛びついて、1つの何らかの手立てを考えていく。子どもを産むことが国を繁栄させ、地域を繁栄させていくという考えのもとで必要ではないかというようなことを考えていましたので、もうひとつ突っ込んでお尋ねしたいと思っております。

第2点目の職員室のこと、あるいは学校のことについてでございます。教育委員会に行って職員室は今まで狭いなということはずいぶん言ってまいりましたし、今回改めて取り上げたことは、町長にちょっと聞きたいのですけれども、町長、1回、職員室を見ていただいて、やはりこんなに狭いのか、こんなところでがんばってくれているのかということを確認していただきたいと思うのです。

私は学校へ行く機会が多くて、よく行きます。やはり、彦根から日野までの、今は行っていませんよ。議員になるまでは中学校を回ったり、いろいろしていました。やはり、今の愛知中の狭い、もうこれぐらいですよ、通る、学年と学年の区域、それと臨時職員・嘱託職員の机が、1つの机が2人か3人使っています、曜日変わって。やはりゆっくりと、そこの生徒のためにがんばろうじゃなくて、机を全部、バスケットに持って帰って、また翌日持ってこないとあかんような状況では、職員室は先生のオアシスであり、教育をする原動力になっていただかなければならないので、やはり現状を見ていただいて、これは教育委員会の判断でなくて、町長の判断だと思う、こんなあかんかったら、何か考えると、教育委員会に言う。あるいは予算を持って来る必要があると思うのです。

こんな悪い、やっぱり職員室の、悪いと言ったら失礼ですけれども、環境のもとで教職員はがんばっている。比較ですけれども、ほかの学校見たら引き出しが違う。愛知中だと引き出しはサイドだけなんです。両サイドついている学校はけっこうあるんです。机もスペースが大きいというようなところですので、答弁を聞きたいのですが、町長が学校に行かれているか、あるいは今後1回見ていただいて、愛知中あるいは愛

知川東小学校、愛知川小学校の職員室の状況も見ていただいて、入学式・卒業式に行かれるけれども、職員室は行かれていないだろうと思うから、1回見ていただいて、その環境というものは知っていただいた上で、何かの手立てを考えていただきたいと考えております。

あと第3点目、福祉の1本化の話ですけれども、高浜市に行った時に非常によかったのは1階のフロアで見渡すところで、課がすべてあって、そこで医療機器もあつたりして、そこへ行くとなんや福祉のことは解決してくれるなというような雰囲気があったわけです。そういう場づくりというのは当然必要だと思うのです。

今は、各課に行くのに、ここで説明受けて、ここへ行きなさい、ここへ行きなさいということに現状になっているので、近い将来、やはりこれも町長にお願いしていかなければならないことになろうかと思うのですけれども、グループづくりで、もう1つまとまった、ここはエリアづくりということになりますかね。

だから、そういうことは考えていくべきではないかと、そうしていただいて、先ほど今まで段差のこととかいろいろ、福祉のお年寄りの方が来られて、庁舎に来られて手立てをしようと思っても、あっち行け、こっち行けということではいけませんし、それをカバーしようとして職員は考えておられるかもわかりませんが、居場所づくり、その場所づくりというのは必要なものではないかなと考えますので、そのことについての答弁を求めておきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、学校における教職員室の狭隘化というか、それについてお答えいたしますが、私は元々県の職員でございまして、県立学校はよく熟知しているのですが、なかなか義務教育小学校には行った経験はありません。しかしながら、愛知中学校と秦荘西小学校にはかつて寄せていただいたことがあります。それ以外はすべてが知っているというわけではございません。確かに、職員室の狭隘化というのは見受けられると思います。

ただ、愛荘町といたしましては、ご案内のとおり、教職定数の以外に短期職員をたくさん入れているという現状がございまして、そういったもので短期職員さんにつきましては、なかなか自分のデスクは確保できないという状況はあるように、教育委員会から聞いております。

ですから、その実態をもう少し把握させていただきまして、教育管理部長が答弁申

上げましたように、今後改修の機会があれば、その実態を踏まえて、また改修を視野に入れて対応をしていかないかなのかなというように思っておりますので、じゃあどこでどうするかというのは、ちょっと答弁できませんので、申し訳ございません。

それと、福祉のまちづくりの中での障がい者に配慮したようなまちづくりなんですが、当然やと思います。先ほども西澤議員さんの答弁にも申しあげましたように、当然、ユニバーサルデザインというのは必須項目でもございますし、それが無いがしろにされているということはだめですので、今度そういったユニバーサルデザインを配慮しているような庁舎管理、またいろいろな面で施設整備を配慮していきたいというように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） 河村議員の再質問でございます。町において、いずれかは人口減少に落ちるということから、新たな手立てが必要ということで1つ「親手当」を1つの手立てとしてご提案いただきました。

愛荘町の場合は、子ども子育てに関係する独自の施策を今日まで展開をしてきております。転入された方々からのお声の中で、愛荘町は住宅を求めるのにも比較的安かったことと、愛荘町は子育てがしやすい町やというふうに言われているし、愛荘町に住んでおられる方からもそういうお友だちから、そういうふうに聞いたので、愛荘町で土地を求めたというふうに言われているのを聞きしておきまして、大変うれしく思っているんですけども、こうした施策が展開されているのかというふうに思っております。

親手当につきましては、国の施策ができた段階で対応をしてまいりたいというふうに思っております。町独自で男女の出会いについても、他の市町では行政の施策として実施をされているようになってまいっております。これにつきましても、町の方で愛荘町人口減少問題検討推進本部が来年度から開催されるというふうになっておりますので、こちらの方で議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7番、河村善一君。

○7番（河村善一君） 町長から職員室の話が出ました。1回現場を見ていただいて、そのスペースの中で、何かできることはないのか。あるいは、今の状況は以前向こうにあった印刷物は前に持って行くとか、あるいは先日聞いたのは、愛知川東小学校

は逆に校長先生は職員室に机を置いてくれということで、やはり校長と職員が一体的なフロアで仕事をする、打ち合わせをする、そういう場を設けたいというようなことで、各学校でそういう工夫をされていると私は思います。当然、校長室に引きこもってしまった校長ではいけないので、そういう取り組みをされているわけですが、1回やはり、町長自身が見ていただいて、その現状を把握していただいて、幼稚園も今度3年保育になるから、職員室が狭くなりますという声も聞いております。今まで2年制でそういう状態であったのが、3年保育になるとやっぱり倍増、人数が増えていくわけですから、本当に狭くなっていく現状を、町長としてやはり認識していただいて、その判断あるいはどのように改善していくべきかと、あるいは予算をつけていく点については町当局になっていくわけですから、そういう点について再度答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 先ほどもご質問いただきましたように、狭隘化というのは十分に認識もしておりますので、特に幼稚園につきましては3年化を図っていきますので、当然今の現状で5クラス増えるということはもう事実わかっておりますので、それだけに狭いのかなというように思っておりますので、そこら辺につきましてはどうするか、また教育委員会と協議しながら進めてまいりますし、義務教育小学校におきますところの職員室につきましては、仮に県立学校でございますと、いわゆる進路科とか、体育科とかいろいろなものがございまして、それらに別々にデスクがあるというような配置にもされております。

しかしながら、中学校につきましては、一応体育科とかそういった分離した科がないと思いますので、議員もおっしゃっていただきましたように、部屋の中の効率的な仕様とか、あるいは中にありますロッカー類等を1カ所に集めるとか、そういったことも含めながら、いかにどうすれば、先生方に余裕を持った部屋が使えるかということをも検討させていただきたいと思いますので、また近々見せていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩いたします。再開は55分からさせていただきます。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊谷正昭君

○議長（吉岡糸ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

〔3番 伊谷正昭君登壇〕

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。一般質問を行います。私は愛荘町の今後のまちづくり、人づくりの構築により、次の世代につないでいくための質問をさせていただきます。

1つ、協働まちづくり（自治会活動）の推進について質問をします。自治会と町は、町民と行政が協働しながら、活力ある地域社会を目指すことを目的の協働体でもあります。地域住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、町などと連携・協働して、より良い地域社会づくりを主体的に結成をされた住民組織すなわち自治会であります。

町内の自治会の一部で自治会組織ができず、行政の事務業務などを各個人で対応されている地域がございます。このような状況を今日まで放置されていることについて、どのように考えているのか。また、これらの地区を、今後どのように自治会組織づくりに指導、対応していくか、答弁を求めたいと思います。

2つ目につきましては、まちづくり、ひとづくりについての質問をします。愛荘町を見つめ直し、関連機関との協力タックで取り組み、農・商・工の連携でつながる新しい経済の活性化を目指すということを基本に、今行政は様々な取り組みが日々行われており、町政は町民のため町民が創るということですが、政治家は大衆の声を聞きなさい、一方では大衆迎合にはなってはいけないと、こういう言葉があるように、今までそうであったように、今後も大切なのは物事に携わる人材をつくり育てることが大切と考えます。

便利さが新たな努力を麻痺させ、このことから、職員の2、3年目を対象に、現場に行き、現物を触れて、現実を知るという考え方から、一定の期間、農業・商業・工業の方々のご協力を得ながら、研修体験をさせたらどうかということで、若い職員の今後の行政に携わる上で、大きな糧になると私は期待をし、ぜひとも実現をさせていただきたいのですが、このことについて、当町の答弁を求めるところであります。

3つ目につきましては、教育を考える時、前提として子どもたちが学校教育を通して、優しさを備え、地域に貢献でき、社会に出ても自分自身が豊かで幸せな社会生活を送れるような子どもたちを育てるために、今それぞれに携わっておられる関係者が一丸となって、現実を把握しながら、いろいろ施策を行っていくことが重要だと考えております。

文部科学省は、今年4月に全小中学校に配付をされた教材「私たちの道徳」の活用を呼びかける通知を出し、この本の使い方として授業だけではなく、友達や家族、地域の人たちと話し合う際に使ってくださいというものでありまして、小学生低・中・高学年用、また中学用の4種類と、教員向けの解説書、合わせて6億円が投じられているというふうに聞いておりますが、私の思う道徳とは、正解がない科目だと思っておりますが、自分で考え、判断し、行動できる人間を育てる、これも1つの道徳だと思っております。「私たちの道徳」の活用の仕方と今後の進め方について、答弁を求めたいと思います。

4つ目につきましては、農業者の人口の推移と担い手対策について、お尋ねをします。今年5月に農水省が農林漁業の従事する人の割合が高い市町ほど、人口減少率が高くなり、就業人口の1割以上を占める農業が盛んな地域では、30年後の人口が現在の7割弱に落ち込むと推測され、経営体力のある担い手の確保が急がなければ、農業生産の弱体化や農村地域が崩壊するという発表がありまして、愛荘町においても農村部の人口減少と過疎化の進行には目に見張るものがございます。

町の農業人口の推移を把握されていると思いますが、愛荘町の就業人口は何%ぐらいか。また、前段の話の農水省の農村地域の推移に対しまして、町も危機感を持ち、早急な対策として、どのように考えておられるのか。

次に、愛荘町のこれからの農業課題についてお尋ねをしたいと思います。今日、農業を取り巻く環境は、米価の下落に始まりまして、経営の悪化・減反の廃止などにより、さらに米価の下落が続きました。田畑フル活用の推進、TPPの懸念、後継者の不足の中で、放棄地対策や今後の農地の保全対策として、農地中間管理機構が組織をされたが、愛荘町の対応が農業課題の解消につながっていくと考えられますので、町の農業の中核を担っておられる認定農家数約23人、法人6社、集落営農法人12組合と、従業者の平均年齢が60歳以上であります。今後の町の担い手育成をどのように考えておられるのか。

2014年産米の対比が14.6%下落をし、まだまだ下げ止まりに歯止めが見えてこないのが現状であります。農地は多面的機能を保有している大事な財産であり、農業離れが始まったら災害などの発生が煩雑に起こり、安心安全が脅かされるため、町として、経済面から一層の支援策を考えられないのかということをお尋ねしたいと思います。

5つ目は、地域医療介護総合確保推進法が国会で成立をし、介護保険制度が大きく変わりました。自治体では利用者・事業者などにどのような影響が及ぶのか、不安を抱いておられる町民が少なくはありません。

国は増え続ける介護保険事業費の財政支出の削減を図る意図が伺えますが、一方で、団塊世代が後期高齢に達すると予想される2025年の問題が迫っており、地域のあり方を含めて、介護保険制度の改革は切実な課題であります。

この新制度によって、要支援者の生活援助サービスの基準が、地域の事情に応じて町の独自で決められることになりまして、高齢者のニーズに応じたサービスがしっかりと提供されているのか。高い介護保険料を支払いながら、希望するサービスを受けることができるのか。保険者である町は町民の声に向き合い、より効果的なサービスを提供しなければなりません。

現在、第5期の高齢者保健福祉計画が実施をされ、第6期の計画策定のためのアンケート調査の結果から、現状の愛荘町の高齢福祉政策に伴う介護保険制度の課題について、どのように考えておられるのか。

利用者のニーズ、給付の状況、課題などの確に把握し、今後につなげるために問うものであります。この新制度に向けて、介護予防事業を町が行うことに地域資源をどのように把握をされているのか。

また、サービスの質・量の低下を招かないためにも、地域の人材確保をされなければなりません。軽度者へのサービスをどのように考えているのか。軽度者の方々へのサービスを強化することは、自立を推進し、介護度の重度化を防ぐことにつながり、それは将来的に介護・医療費を抑えることになり、そのためにどのようなサービスが必要であるかなど、またニーズについてはどのように把握をされているのか。

生活援助サービスの中に見守り、コミュニケーション、会話などを組み込んで、個々の方々状況にあったサービス提供ができるように検討することに答弁を求めまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 伊谷議員のご質問のうち、まちづくり、ひとづくりの視点から、農業・商業・工業へ職員を研修体験させてはどうかのご質問にお答えを申し上げます。

地方主権時代におきまして、社会経済情勢など激変する中で、公務員は各地方公共団体が定めます総合計画をはじめとする各種行動計画に基づき、様々な課題に立ち向かい、適切に政策を企画、立案し、その成果を着実に実施することで、住民の期待に沿った成果が掲げられるものと考えております。

そのためには、これまでも増して、高い現実把握力や、企画力、判断力を発揮し、考え得る選択肢を適時適切に示す役割が求められております。こうした役割を適切に果たしていくためには、民間とも共通する基本的能力のほか、公務員特有の能力、資質は必要と考えております。

具体的には、各担当分野における深い専門知識や、業務管理能力と公務員に共通する全体の奉仕者としての職責の自覚や気概、さらには全体を見渡せる識見や、問題解決能力、洞察力などが必要でございます。これらを相互補完的に高めていくことが重要でございます。

併せまして、新たな発想と創意工夫を凝らし、効率的で効果的な施策の展開を図るため、自らの意思と行動を改革していくような人材の育成が重要と考えております。

これまで、ただいま申し上げましたことを念頭に、政策形成能力を備え、柔軟かつ迅速に対応できる職員の育成を図ることを目的に、職員研修を実施してまいりましたところでございます。現在行っております研修では、庁内での全体あるいは階層別、あるいは課別研修はもとより、職場外研修といたしまして、滋賀県研修センター、市町村職員中央研修所、滋賀県建設技術センター、自治大学校入校などの研修に派遣をしてまいりました。

議員ご指摘のとおり、職員が現場に出向き、現場に触れ、現実を知るということは大変意義あることと認識いたしておりまして、民間の経営感覚、コスト意識やサービス感覚を、行政の各分野に取り入れ、町行政に生かすことができると考えております。

私も県職員当時、管理職についてからではございますが、特別養護老人ホーム、デ

イサービスセンター、共同作業所など福祉施設に年1回研修に出ておりました、現場体験をすることによりまして、福祉現場に従事する職員のご苦勞が身に染みて感じたところでございます。

今後、愛荘町職員研修推進委員会に諮りまして、商業・工業は受け入れ期間あるいは受入先等の課題もありますが、まずは福祉施設体験や農業体験を視野に入れて、次年度には、どの階層になるかはまだ検討を要することではございますが、実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 伊谷議員のご質問のうち、3点目の「私たちの道徳」の活用について、お答えをいたします。

「私たちの道徳」は、家族愛や規則尊重といった学習指導要領に示された道徳の内容項目ごとに、読み物資料と書き込み部分で構成され、先人の生き方、いじめ問題、我が国の伝統と文化、情報モラルについても考えることができる優れた道徳教材であると受け止めております。

7月末に町内の小中学校で行った活用状況調査によりますと、「私たちの道徳」の活用場面として、道徳の時間が最も多く、次いで、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、生活場面があげられていました。また、家庭や地域との連携としては、授業参観で活用した学校が4校、通信等で知らせた学校が2校、すでに家庭とやり取りしている学校が1校ありました。

今後の取り組みとしましては、本年度中に文部科学省作成の教師用指導書が配付される予定でありますから、これを活用して効果的な活用方法についての研修を行うこと、年間の活用計画を立てること、通信等で内容を知らせ、学習参観等で積極的に活用することの3点について、各学校に指導を行い、子どもたちの豊かな心の育成に役立ててまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） 伊谷議員ご質問のうち、1点目の協働まちづくり推進について、自治会組織づくりでの今後の対応について、お答えいたします。

現在、町内には 60 自治会ありますが、その地域に住まわれていますが、自治会に加入されていない世帯がいくつかあります。加入されていない世帯は、開発により区画分譲された地域や、個人の都合により地元自治会に加入されないケース等がございます。

地元自治会で加入されない理由といたしましては、協議されましたが、加入への合意がなされなかった、地元自治会の規約等考慮され、加入に至らなかったという認識をしております。このことから、一定数の区画で分譲された地域では、新規に自治会を設立されるケースもありました。

さて、議員ご指摘のとおり、自治会と町は協働しながら、活力ある地域社会を目指す協働体であり、福祉や防犯、地域防災の観点からも、自治会組織における共助は大変重要な役割を担っております。

そこで、町としても開発される際には、事前協議時に開発業者へ地元自治会との結果報告を求め、地元自治会への加入を促してきております。現在自治会に加入されていない地域の方には自治会設立に向けた取り組みや、地元自治会への加入促進に取り組みを進めます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

○産業建設部長（北川元洋君） それでは、伊谷議員のご質問のうち、4点目の農業者人口の推移と担い手対策と、これからの農業課題について、お答えさせていただきます。

国は今年の5月、食料・農業・農村基本法に基づき、平成25年度食料・農業・農村の動向および平成26年度食料・農業・農村施策を閣議決定いたしました、その中において、将来人口の推移結果について、30年後にはすべての都道府県において人口が減少し、特に中山間地域の市町村の人口が大きく減少することと示しています。また、農林漁業従事者割合が高い市町村では人口減少が多くなる傾向とまとめています。

国税調査による当町の第一次産業就業者を見てみると、平成12年が404人であるのに対し、平成22年は290人と10年間で114人減少しており、総就業人口に占める第一次産業の割合は平成12年4.1%、平成22年2.7%となっています。

この結果を国が示した市町村別人口指数の推移にあてはめると、平成22年から平

成52年の30年間で、当町の人口は80%に減少することになります。こうしたことから、魅力ある農業経営と農業の競争力、体質強化を図ることが重要であり、人農地プランや農地中間管理機構の活用等により、優良農地の確保と有効利用の促進等を進めてまいりたいと考えております。

一方、当町においては、本年11月末で認定農業者30人、内法人経営体12団体、特定農業団体9団体となっております。ご指摘のとおり、個人認定農業者の平均年齢は60.9歳、法人経営体の従事者平均年齢は63歳と、高齢化や後継者問題への対応も重要なことから、新規就農や農業経営の法人化等担い手の育成確保については、県やJA等の関連機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、ご質問のとおり、農業・農村は食料の供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等さまざまな役割を有しており、これらを維持していくことは重要なことと認識しております。

しかしながら、限られた財源で町の一時施策を講じるのではなく、こうした保全への取り組みは、国の多面的機能支払交付金等の日本型直接支払制度等を活用し、持続させることが得策で、これらの施策を活用して、農地を保全してまいりたいと考えております、

以上、答弁いたします。

○議長（吉岡あみ子君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、伊谷議員のご質問のうち、5点目の新制度の介護保険事業について、お答えします。

医療介護総合確保推進法は、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を促進するために施行されたものです。

ご質問いただいておりますアンケート調査の結果から、課題についてどう考えているかについては、主に次の5点が課題であると考えています。

1点目、若い世代からの健康づくりや介護予防の推進が必要。2点目、支援を必要とする一人暮らしの高齢者など、支援のあり方の検討、介護者支援が必要。3点目、認知症の正しい理解と接し方の浸透、地域密着型サービスの充実が必要。4点目、生きがいを持つことで心の健康の維持や高齢者の社会参加を促進することが必要。5点

目、在宅生活を支えるサービスの充実や介護保険制度などの周知が必要。

以上については、策定中の高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画において、町の重点課題と位置づけ、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの強化を方針とし、多職種の連携により、課題の把握から解決まで行わなくてはなりません。

2つ目のご質問の地域の資源をどのように把握されているのかについては、地域包括支援センターの出前講座や社会福祉協議会が実施されている見守りサポート会議などにより、地域資源の把握に努めているところです。

なお、本町は地域資源が十分でないため、見守りサポート会議において、支え合いの体制づくりを地域において取り組んでいただくよう、働きかけていただいているところです。

3点目のご質問の軽度者へのサービスをどのように考えているのか、どのようなサービスが必要かなど、ニーズはどのように把握されていますかについては、ニーズの把握については、要支援認定者のサービス計画担当の地域包括支援センター職員がモニタリングを実施しながら模索を進めていますが、気軽に集える場や、ごみ出しなどの生活援助などのサービスが必要となっています。

現在、昨年度から実施しています脳の運動教室(悠々教室と言っていますけれども)、これを集える場として取り組んでいきます。また、今年度より実施する生活介護支援サポーター養成講座の受講者に、ボランティアとして活動していただく予定をしております。

最後のご質問の生活援助サービスの中に見守り、コミュニケーション、会話など個々の方々の状況にあったサービスが提供できるように検討については、ご質問のサービスは現介護保険制度では原則提供できないサービスとなっています。

支援制度に向けて生活介護支援サポーター養成講座の受講内容に、生活支援活動をボランティア活動として実践していただくことを組み入れています。今後、受講者に個々の状況に応じたサポーター活動を地域において実践していただくことを期待するとともに、支援していくこととしています。

以上答弁いたします。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 今、答弁をいただきましたんですけれども、再質問という形

でさせていただきたいと思います。

1つは、一番最初の自治会組織づくりで、今日までできていなかったことについてはいいんですけども、今後取り組みを進めていくという中で、もう1つはっきり答弁がなかったんですけども、新しい自治会ができたなら、その新しい自治会に組織づくりに支援をしていくなり、そういう努力をしていくということではありますが、既存の自治会、これは今後、先ほど言いましたように、行政と地域自治会との協働体でありますので、是非それを何らかの形で、強制とは言えませんが、この愛荘町は地域の発展こそが愛荘町の発展だと私は思いますので、人のつながりにいろいろな防災も含めて、これをもう少し何か取り組む方法はないのかなというふうに思うわけですけども、もう一度そこをご答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それと、先ほど町長のご答弁をいただいた若い職員さんの民間の農・商とかの施設に派遣をして、今後の職員の糧にして、また検討していきたいというお話ですので、ひとつ是非、そういう活用をお願いを申し上げたいと思います。

それと、農業の後継者、担い手の問題ですけども、これは先ほど来、他の方からも質問なり、また答弁をいただいたんですけども、もう少しはっきりと申しますか、その取り組みの手法、それをもう少し、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

あんまり形式的なことじゃなくて、十分わかっているんですけども、もう少し地域に下りて、もっと施策と申しますか、方法が明確に見えて来ないので、是非そういう形の答弁を、考え方をご提示を願えないかなと。

あとは、福祉関係の件で、福祉課長の方からご答弁をいただいたんですけども、先ほどもお話がありましたように、高齢者になりますと、どうしても人に会うとか、閉じこもりがちになりますので、新制度から外れてもけっこうですので、何らかの形でそういう取り組みができないのか。

資源がないというふうにおっしゃってましたんですけども、人材的な資源と思うんですけども、愛知川の商店街の活性化の今のシャッター街を一部でも、そういうお年寄りが集まる場所なり、サロンなり、そういう形で呼び込むと申しますか、そういう制度のシステムをつくっていったらどうかなというふうに考えるわけです。こういうことができるか、できないかわかりませんが、そういうことについての質問に対しての答弁をいただけないかなというふうに思います。

もう少し活性化になるようなことができるというふうに私は思いますので、ちよっ

とこれということは今申し上げられませんが、これはそれぞれの分野で話し合いなり、寄って決めていけばいいことじゃないかなというように思いますので、その形で1つ再質問のご答弁をお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、体験派遣研修に関する再質問と言いますか、激励をいただいたような感じで受け止めておりますが、先ほども申しましたように、職員が現場に出向きまして、やはり民間の経営感覚、交通意識とかサービス感覚を持つということは非常に重要なことですので、それは実施していきたいと思います。

ただ、商業施設となりますと銀行とか、あるいはどこかのスーパーとか、あるいは商社ということになりまして、一定期間行かないと、なかなか効果が上がらないということがあります。それは前職の時代にもそんなのがありました。

ですから、商業へいきなり行くというのは大変かなと思っていますので、先ほど申し上げましたように、福祉施設につきましては、かねがねやるべきやということで私も思っておりましたし、ただ、職員を派遣するとなりますと、相手の施設側と細密な打ち合わせがいるということにもなりますので、そこら辺を総合的に勘案いたしまして、来年度には、階層的にはどこまでの階層をやるかということにつきましては、今後検討をさせていただきますが、是非とも実施していきたいというように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） それでは、伊谷議員の再質問に対して、自治会の加入の関係ですね、お答えいたしたいと思います。

自治会の加入について、新しくできた振興地について、なかなか加入されないという現状がございます。そういった分につきましては、個々の区長さまに協議をしながら進めていきたい。議員ご指摘のあったように、特に防災面その辺につきましてしっかりと協議して、やはりもし災害があった場合、1件だけじゃ何もできないんだよということで、それなりの方から地域の方に一応協議を進めてまいりたいというふうに思います。

議員もご指摘いただきましたように、なかなか困難ですが、放置すべき問題ではございませんし、昨今、昨年・今年の台風災害もございます。そういった面を出して協議等を進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 伊谷議員の再質問の後継者、担い手への取り組み手法の地域への取り組みの明確化ということでご質問いただいたというところでございます。

先ほど申しました後継者不足、高齢化等については、総称的な課題であるということでございます。具体的な課題につきましては、それぞれ地域の持つておられる特性によって、それぞれ地域において、その課題は千差万別であろうかというふうに認識しております。

一方で、国の方針といたしましては、担い手や認定農業者への集積を国としては農地全体の8割を集積するという目標値を持つております。一方、県におきましては7割というところございまして、いずれにいたしましても、何割りかの農地は残るというところでございます。

そうした問題につきまして、その農地をいかにして守っていくかということは、おっしゃるような重大な課題でございます。そうしたところで、今人農地プランということで各集落で、もう既に作成された集落もございまして、これから人農地プランを策定中というところもございまして、これの大きな目的は地域で集落農業をどのようにしていくかというところが大きな問題でございまして、担い手のおられないところにつきましては、どのように解消していくか。地域としての課題を上げてきていただいて、またその分につきまして、町として国等の制度を活用しながら、助言なりを進めてまいりたいというふうに思いますし、また国等の中で活用できない部分につきましては、関係機関と連携を図りながら農地の確保を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 伊谷議員のご質問の福祉施策の中で、閉じこもりがちの方々への対応についてですけれども、計画ではサロンの活用ということで、各自治会に何とかサロンを設置していただいて、それが週1回なり開催していただけるような体制づくりを今検討をしているところであります。

ただ、人材の問題ももちろんございますので、先ほどからお答えさせていただいてますとおり、生活介護支援サポーターさんの養成を今後進めていく中で、その組織

もつくっていき、その中で活動をしていただくというようなことを予定しております。

また、商店街等のお話もありましたが、計画策定の中でも、空き家の活用というのも視野に入れながら、そうい沙龙的なものが実施していけないかというのもご提案いただいておりますので、そこら辺も視野に入れて検討を進めてまいりたいと思っております。以上、答弁いたします。

◇ 外川善正君

○議長（吉岡忍ミ子君） 5番、外川善正君。

〔5番 外川善正君登壇〕

○5番（外川善正君） 5番、外川善正、一般質問を行います。2点ありますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、行政の運営状況と適切な業務の推進について。愛荘町は平成18年に旧愛知川町と旧秦荘町の2町が合併し、本町が誕生しました。それぞれ旧町のカラーを持ったその中で、概ね8年近く経過し、合併後における課題や問題点を克服して、今日に至ったところであります。その間における様々な課題や問題点については、職員の方々の努力や住民の方の協力の上に成り立ったものが数多く見受けられます。

このような状況の中で、行政サービスのあるべき姿、それらとともに、業務を運営する職員の仕事に対する責任と、その姿勢などを問われてきたところであり、運営方法に問題はないのか。また、業務を遂行させる必要な人員は適切なのかなど、疑問を持たざるを得ないところも見受けられることから、業務を推進し、進めていく立場である方に次の点についてお尋ねします。

まず1点目、行政サービスのあるべき姿という大きな枠の中において、スピーディーかつ適切な業務の遂行を図る点から、人材の育成はどのようにしているのか。2点目、膨大な業務を迅速に処理するために、それぞれの担当課における適切な人員配置とは、何をもち判断しているのか、考えをお聞きしたい。第3点目について、職員の業務に対する責任と姿勢については、本来職員自らが打って出る姿勢が見られず、また決められたことについても行わないなど、指導を行うべき立場の方でさえ、そのようなことが見受けられることから、的確な配置とはどのようなものであるか、考えをお聞きしたい、以上3点。

続きまして、2点目、AEDの管理状況について。AEDは救命器として、格段に普及が進み、今や全国で53万機が設置してあると言われております。平成12年の統計では全国で881件に使用され、生存率は41%の人が救われたとあり、もしもAEDが使用されなかったら、生存率は10%しかなかったということでもあります。

しかしながら、このAEDの使用が一般住民にできるようになって、早くも10年経ちますが、問題も出てきております。その1つに心停止の状態の人が発生したのに、現場近くにAEDがなかった。また見つからなかった。また、せっかくAEDがあつたが、動揺して使えなかったり、機器のバッテリーがあがってしまっていたりして使えなかったということがあり、そのため概ね40人の救える命が救えなかったと報じられています。統計では発見された2万3,000件の心停止のうち、AEDが使えたのが、わずか3.7%ということでもあります。

そこで、次の点について質問します。まず1点目に、本町には現在何機のAEDが設置されているのか。また設置基準はどのようになっているのか。次に、2点目として、管理についてはどのような形をとっておられるのか。以上、2点についてお尋ねします。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、外川議員ご質問のうち、1点目の行政の運営状況について、お答えいたします。

まず、人材の育成については、自己決定・自己責任のもとに、地域固有の政策課題に対応し、新たな発想と創意工夫を凝らした効率的で効果的な施策の展開を図る必要があります。こうしたことから、自らの意識と行動を改革していくような人材の育成、複雑多様化する住民ニーズに対応できる政策形成能力を備え、柔軟かつ迅速に対応できる職員の育成を図ることを目的に、愛荘町職員研修実施計画を作成しており、これに基づき、人材の育成を図っているところです。

この中で、大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される政策実務研修においては、全国の市区町村から受講があり、この研修に愛荘町からは平成25年度は10名、平成26年度9名の受講をおこなっております。研修は経験豊富な中央レベルの人や、国の省庁の担当者が講師として講義され、受講生自身が討議し、研修に取り組んでいるものであります。さらには、全国から受講生がいることから、多様な情報交換が可

能となります。このような中身の濃い研修を受講させることにより、人材の育成を図っています。

2点目の適切な人員配置については、原課における業務の事業量、進捗状況、課題をもって総合的に判断しているところです。

3点目の職員の業務に対する責任と姿勢については、本来職員自らが打って出る姿勢が見られず、また決められたことについても行わないなど、指導を行うべき立場の方でさえ、そのようなことが見受けられることから、的確な配置とはどのようなものであるかにつきましては、職員に対しての指摘であります。

この指摘に対しては、全職員が真摯に受け止めなければなりません。職員は全力で職務にあたらなければなりません。職員はチャレンジし、プロ意識を持ち、説明責任を担わなければなりません。職員は町民満足度を高める意識、愛荘町に対する愛着、高いモラル意識、人権を尊重する意識、社会情勢に適応する意識、コストとスピード意識、自己が成長するという意欲、チャレンジ精神を持たなければなりません。

職員は基礎的業務遂行能力、コミュニケーション能力、政策形成能力、行政経営能力を身につけなければなりません。ご質問のありました的確な配置とは職員の適性や経験を総合的に判断いたし、行うものとしております。

続きまして、2点目のAEDの管理状況について、お答えいたします。

まず、設置台数ですが、愛荘町には現在30台のAEDを設置しています。設置場所は、公共施設で両庁舎をはじめとする各スポーツ施設、小学校・中学校・幼稚園、その他指定管理施設である福祉センター愛の郷、いきいきセンターにも設置を行い、今年度は新たに湖東三山館あいしょうにも設置したところでございます。

設置場所につきましては、愛荘町ホームページの総合防災マップに設置施設を表記し、広報紙にも掲載をしております。今後におきましても設置場所を住民の方へ広く周知してまいります。

設置は、公共機関で多数の方が集まる施設に設置を行っています。その他、町内金融機関や一部企業におかれましても、順次設置をされているところであります。

AEDは平成25年4月から5年間レンタルで各施設に設置し、バッテリーや電極パット等消耗品についてはレンタル会社を通じ、事前に施設管理者へバッテリー残量等、減少の連絡調整を行い、随時交換を実施し、日常管理をしているところであります。いざという時の使用に支障がないようにしています。

さらに、AED の使用方法については、東近江行政組合愛知消防署が実施する救命講習や、自治会からの要望による各公民館等での指導をお願いしております。救命講習は今後におきましても、より多くの方が受講されるよう、今後も消防士と連携し、取り組みを進めます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5 番、外川善正君。

○5 番（外川善正君） 5 番、外川善正、再質問を行います。

私がちょうど議員になったのが5年前です。当初は周りもわからなくて、ただ単に業務そのものはそんなに気がつきませんでした。ところが、3年目ぐらいから、いろいろなことに対して目を配るようになってきました。その間において、今まで本来職員の方がしゃべらないかん、そんな時に何も言わない。また、この本会議で双方で決めたことさえ、約束できていない。その1つ1つを上げたら割合たくさんあります。だから、それを今ここでそれがどうやったということを過去を振り返っても何のメリットもないのでやめます。

そういう状況の中で、なぜこんなにできないだろうかなという疑問を持った時に、ひょっとして各課における適正な人員配置ができているのかなと、それはそのこの部長の方なり、課長の方、一辺自分の業務を振り返ってみてもらえばいいかと思います。私はいくつかのそういうような責任問題をやってこなかったというところに、ひょっとしたら、人員がきつい課もあったんじゃないか。

人員というのは、これは合併した時に既に適正な人員というのは算出していないとだめですね。例えば、1つの業務を旧愛知川町と旧秦荘町でもって、1つの課になった時、同じ業務を3人ずつでこなしていた場合は一緒になったら6にはなりませんね。4.5 ぐらい。その数字は違いますけれども、そして、それはなぜかと言うと、業務のやり方に違いがあるから、基幹となる業務については、本来既に業務フローを置いて、スムーズな間違いのない業務のやり方をしなければだめだというふうに私は思っております。

それが今どうやこうやでなしに、今この人員配置が何をもって、総務課は何人かわかりませんが、例えば、総務課 20 名、住民課 10 名とか、そういうふうな形で、それぞれの課で本当に適切な、適正な人員は一体何人やと、それを私は持たないとだめだと思うのです。そこからスタートなんです。

そして、自動交付機で窓口業務を外へ放り出した。そうしたら、そこには 0.3 の人

員の削減があつてしかるべき、それは削減してもいいけれども、また逆に充実に回してもいいと、そういうようなスタンスの中での忙しい、閑やとかということが、今基礎データとしてないとだめですね。そこをとらまえて、忙しい、閑やというふうなことになる、自分の感覚で人を何人貼るかというのは、人が替われば人員数が変わる。それは住民に対して非常な失礼なことですね。多ければさぼっているようにみられるし、足りなければ、サービスの低下と言われる。だから、その人員、そこを私は持っていないければきちんと一度は精査していただきたい。そういうふうに思います。

それと1点目、ちょっと飛びましたが、その中で育成がうたわれてくるんですが、育成計画は2年ぐらい前にも質問で聞きました。いろいろな階層別、そしてスキルアップ等々の研修を行っていると、それはそれでいいんですけども、やはり全体のレベルアップを図らないかと、そこで私は、圏域内での仕事をしながらスキルアップを図るために、バスターできないか。圏域があかかったら、6町の中でやるとか、大きい大企業から見たら、200弱ぐらいの組織のものでしたら、それはしていないかもわからない。していないで意識の改革とか、そういうものをやるより、もっと大きなところでやった方が私はメリットがたくさんあると思うから、そういう圏域の中でとか、6町の中でやっていただいたらどうかなというのが1つと、そして、先ほど言いました人員の分についてはピシッとしたデータがあるのか、ないのか。なかったら、考え方の中で方向性を見出していくのか。2つめです。それがすなわち、適正な人員の配置につながっていくのではないかなと思います。

次の2点目のAEDについては、だいたい聞こうと思っていることが先に言われましたので、そのとおりなんですけど、このメーカーごとによって点検表とかあります。こういう点検表が、こんなものを使って管理しておられるのか。そして誰がやっているのか。管理してますよ、毎日点検しています。これは毎日点検する項目、毎月するやつ、そして、先ほど総務部長からお話がありましたメーカーに登録することによって、メーカー側から、その期限を管理して言ってくる。そして機器のバッテリー等を取り替えていく。そういうような二重の管理の中で、はじめてこのAEDが効果を発揮するというので、愛荘町はこういうものをつくっておられるかどうか。誰がやっておられるのか、その点をお聞きします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは、私の方から適正な人員配置あるいは職員のスキル

の問題についてをお答えを申し上げます。

まず、愛荘町におきましては、平成18年の2月に合併いたしました時に、合併計画の協議がなされているというように存じております。その時に一定の執行体制をつくられている。その時に各課はどうするか、その人員配置はどうするかということが協議されて決定されて合併をしたというように認識しておりまして、それが一定のベースになっているというように思っています。

その後、合併をいたしまして、いくつかの時点で組織改定を行ったり、あるいは執行体制の見直しによって増やすということをやってきましたので、それぞれその時点での配置につきましては適正に行われているというように認識しております。

そして、何年かに1回、執行体制を各課に出させておりますので、それでもってその事業の内容等を踏まえながら、適正な人員配置になっているかどうかということ点を点検もさせていただきました。それと合わせて、人員配置はもとより、事務のスクラップ&ビルドの精神で、事務の見直しも必要となっておりまして、それも今日まで言ってきました、一定、クリアできているのかなど。

議員ご指摘のように、議員から見ていただいて、この課は人が少ないのじゃないのかなというような認識を持たれたような内容ではございましたけれども、それらにつきましては、どこの部署というのは私もわかりませんが、それについては一定各課にどうしても業務が滞る、あるいはうまくいかないというところについては、執行体制の見直しということで出せということも言っておりますし、地域包括センターにつきましては当初3人でスタートいたしましたけれども、今6人まで増やしているという状況にもありますし、そして、子ども子育てにつきましては、業務を細分化して執行体制を変えた経過もありますので、そういったところで、その時、適時、適時で見直しをさせていただいて、適正な人員配置になるよう努めているところでございますので、今後は来年度に向かって、また、どのような状況やということも各課の聞き取りを行いながら、限られた人的資源という中でございますので、限られた人的資源の中で、適正な配置をしていきたいなというように思っております。

それと、職員の資質の向上ということでの研修の問題ですけれども、先ほども伊谷議員にもご質問にお答えはさせていただきましたけれども、各担当分野における深い専門知識とか、あるいは業務管理能力、公務員に共通する全体の奉仕者としての職責の自覚や気概、そういったものは総合的に研修できる体制、いわゆる職場外研修、全

国アカデミーとか、あるいは職員の研修所とかいうところへ、今出しているわけなんですけれども、おっしゃっていただきましたように、定住自立圏構想の中で実は職員交流というのを、当初予定をいたしております。自治体間の交流で研修をやるうやないかということで、交流研修を中に入れたんですけれども、実質はそれがうまくいかなくて、3日ほど行くとか、あるいは3日ほど受けるとかいった、短期の講習ということになっていましたので、今は県研修ということで、管理職研修とか、部分研修では、定住自立圏の中でやっておりますので、今後もそういった自治体間の研修等は共通な課題でもってできるように、今言いましたような定住自立圏構想の中でクリアできればなというように思っておりますので、議員ご指摘につきましては、前向きに検討させていただきたいというように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務課長。

○総務課長（大橋靖子君） 外川議員に AED の点検についてでございますが、レンタルを行っている会社でございますが、こちらの方は日本光電というところでございまして、GPS 機能によりまして、設置場所の確認と、それからバッテリー残量につきましてはサーバーの方で管理しておりまして、毎日昼にセルフチェックというのをしております。

それと、点検表の方でございますが、こちらの方については作成はしておりません。以上で終らせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。15分までさせていただきます。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時15分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本田秀樹君

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

〔9番 本田秀樹君登壇〕

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、一般質問を行います。一問一答で行いますので、一問ずつ質問を行います。

まず、最初に旧愛知川警部交番の利活用についてお伺いをいたします。6月議会で

も一般質問を行いました。再度旧愛知川警部交番の利活用についてお伺いをいたします。6月議会の答弁では、町の考え方として、耐震基準を満たしていないことと、電気設備・給排水設備あるいは空調設備が現状使用不能であることと、そしてそれを使用するには多額の改修経費が必要になることから、事務所等としての活用が想定できず、倉庫的な利用に留めざるを得ないとの答弁でありました。

また、外郭団体の利用についても、一定利用する方向で、どのぐらい整備が必要かということについて、概要検討もされ、経費がかかるということで、現状のままで利用するとのことでした。中期的には解体ということも視野に入れるべきとの考え方の答弁をいただきました。

今日の利活用を見ても、職員の駐車場のみの利用をされているだけで、ほとんどが利活用されていないのが現状であると考えます。現在の旧愛知川警部交番の利活用の整備計画についてお伺いをいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

〔総合政策部長 林 定信君登壇〕

○総合政策部長（林 定信君） 本田議員のご質問の旧愛知川警部交番の利活用についてお答えいたします。

このことにつきましては、議員も申されましたように、本年6月議会において答弁いたしておりますが、耐震診断をまず実施するにあたりまして、約500万円程度のお金が必要に、経費が必要になります。

また、1階の広い、旧事務室の広いスペースだけを利用できるようにするだけの改修でも、約2,500万円から3,000万円程度の費用が必要と見込まれております。3階までの全体を活用できるようにするには、さらに多大な経費となります。

将来の活用目的あるいは解体するなら解体の方向性等が、現在まだ明確になっておりませんので、現段階におきましては、新たな投資は控えるべきと考えております。しかし、当分の間は現況のままで、倉庫的な利用程度に留めたいと考えております。

具体的に何を収蔵していくかにつきましては、いつまでこの建物を現状で残すのかも関係いたしますが、各課の利用希望等を募るなどして検討してまいりたいと考えております。

中長期的な交番用地、あるいは建物の有効活用等の活用につきましては、過去、平成24年3月あるいは6月議会における一般質問におきまして、庁舎用地としての活

用が提言されておりますが、この点に関しては急ぐべきでない課題も含まれておりますので、少しじっくりと時間をかけて検討をしてみたいと考えております。

また、議会とも綿密に協議を実施させていただきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほど総合政策部長から答弁をいただきました。耐震が500万円かかる、そして事務室が2,500万円から3,000万円ですか、多大なる全体に向けては経費がかかるということをお聞きいたしましたし、中長期的に有効的に利用を考えていると、まあ時間をかけてするということでありましたが、平成24年の第1回臨時会の会議録を見ますと、当時は村西町長がこのようなことを言っております。「今後の用地の活用のあり方については、十分議会の皆さまと協議をさせていただきたい」という答弁をされております。

また、当時、副町長だった現今町長であります、「その場所が地理的等、実地条件からして愛荘町にとって一番必要な場所ということに認識をいたしました関係で、今回公共事業用地として買収をさせていただくと、土地の利活用につきましては、今後皆さまと1からお話をさせていただくということで、今回お願いを申し上げましたので、ご理解のほどお願いを申し上げたい」という答弁をいただいております。

答弁を聞きますと、当時の町長、副町長も議会と協議をされるという答弁をいただいておりますが、今日まで議会とどのように、何回協議をされてきたのか。そして、協議内容、また内部の協議内容についての答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 旧愛知川警部交番につきましては、購入経過におきまして、今議員ご指摘のとおり、議会と十分協議をするようにということでございまして、そういう考え方は私どもも持っておるんですけども、今日までそういう形で協議の場は、協議というか、新たな検討の場というのはまだ考えておりません。できておりませんでした。今後、短期的な倉庫的な利用を含む中で、どういう場で検討するのが適切かというものを考えてまいりまして、また提言させていただきたいと思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） だから、24年の1月の第1回の時の臨時議会で、もう話が

出ているわけですよ。もう2年近くなるので、今後検討とか、そんな話ではないと思うのですよ。するならする。さっきの答弁ははっきり言って逃げている答弁です。長期的に考える、やる気があれば考える時間があるわけです。なぜ、それがやる気があるのか、ないのか、私には理解できない。本当にやる気があるのか、ないのか、再度お聞きします。

そして、平成24年の3月の全員協議会、3月23日の開催された中で、愛知川警部交番の土地の譲渡契約についての報告があったと思います。同年3月28日にその金額を振り込むと、そして3月30日に登記をすると、24年度に完了するとの全員協議会の中で報告がございました。当時、土地と建物、消費税別で1億550万円で購入をされております。

先ほども言いましたが、何にも進んでいないのが現状であります。先ほど部長も解体という言葉が出ました。答弁の中でも中期的に解体を考えているということもございましたので、再度、今の愛知川警部交番の跡地を、建物を倉庫的に利用しているだけですので、解体をされる考えがあるのか、お聞きしたい。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 警部交番につきましては、購入しましてから、既に議会の方にも報告はさせていただいておりますけれども、東近江警察署旧愛知川警部交番利活用についての検討委員会を役場内部で設けまして、24年の8月にその方向について報告をいただいております。

また、議会の方におきまして、25年の11月に公共施設等のあり方に関する最終報告書という形で、25年11月26日に報告をいただいております。役場のその検討委員会で検討した内容につきまして、「再度じっくり考えるように」ということでもございまして、その後につきましては、十分な検討ができておらない状況でございすけれども、解体等につきましても、そういう方向あるいは活用の方向か、その辺についてはまだ、それも含めて、これからの検討課題という形でさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） だから、解体を濁さずに、するか、せんかですよ。もう購入してけっこう時間が経っている。当時はいろいろと農協さんに渡すとか、そういうような話でなってきたと思うのです。けれども、公共用地として取得するならば、全員

賛成ということになってきたと思うので、今お話を聞きますと、平成24年の8月ですか、検討委員会、これは若い人の検討委員会の中で、どういうふうに活用していったらいいという部分に、全員協議会で報告がありました。

けれども、それも止まったままでしょう。何も、やる気があれば、どういう計画というのはすぐにできると思うのです。忙しいからわかりません。しかし、やる気があれば、私はできると思うので、なぜ解体しないという部分も、再度何かネックになっているのか。今でも庁舎の行き来がありますでしょう、問題等が。私はそこを解体して、いろいろなことを考えていただけたらという部分がありますし、今の部分ですと、職員の駐車場のために買ったわけじゃないので、そして、町民のため、また町の将来のための購入であり、現在何も生かされていないのが現状であります。いろいろな利用の価値があると思います、再度、もう一度、解体のことについて私はお聞きしたいので、答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） とりあえず、活用の方向性、将来の活用目的とかをまず議論いたしまして、その中で方向性が出た段階で、この時期まで使って、この時期には、例えば、解体するならするという形で持って行きたいと思いますので、今現時点で解体という形での答えはできないわけでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） なかなか答えは出ないと思いますが、解体の部分については、活用の議論ということでございますが、私の言うのは、合併協議会がありました。第1回秦荘と愛知川合併協議会の中の会議録を見ますと、ただそこをなぜ解体というのは、合併協議会の中で、町政方針（案）の中で、新町の事務所は新設をせずに、現愛知川庁舎を使用すると、現愛知川庁舎を本庁舎、そして秦荘庁舎を分庁舎として合併の効果と住民の向上に配慮し、両庁舎の有効活用を図るということで提案され、質疑、意見がなく、審議されました。部長が憶えているか、憶えていないかちょっとわかりませんが、ただ会議録に載っていたので今話させていただいております。

合併されて、もう9年を迎えるということですので、今後少し、一問一答にずれるかもわかりませんが、今分庁方式になっていますよね、今後本庁方式の考えがあるのか、ないのか。そして、その分庁方式のメリット・デメリット、本庁方式のメリット・デメリット、ご存じだと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 各市町におきまして、合併した市町におきまして、こういう問題が出ております。もちろん、1カ所にまとまって支所という形になれば、1カ所で諸々の事務が集中できるということで、またその他の経費につきましても、軽減できるということで本庁方式、支所という形での方向に行っているような市町もあると存じておりますけれども、愛荘町におきましては、今議員申されましたように、合併のおりに分庁方式でいくという形の方針が出されておきまして、その後、それを見直すような形での議論はまだ出ておりませんので、一般論としてのメリット・デメリットという形で、それを愛荘町に適用する形での検討はまだ全くいたしておりません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） あのね、部長、見直しの議論になっていないということ、今おっしゃいましたけれども、合併協議会の会議録があるんですが、第2回秦荘愛知川合併協議会、その中のことなんですが、最後に確認ということと協議ということの中で、新町の事務所の位置についてということ、確認と協議をされているわけなんです。

その中で委員会は2町はまったく1町として新しい住民感情ができ、将来的に一体性が確認されたなら、分庁方式は再度検討する必要があるという意見があるんです。知らないわけないでしょう。見直しの議論とかいろいろ言っていますけれども、そういうことが、会議録に皆残っておるんですよ。だから私は言っているだけであって、今の状態を見てくれたらわかると思います。

決済するのも、例えば、産業建設部長が秦荘庁舎におられたとする。メール便は朝と昼からですか、行ったり来たりしている、ですよ。無駄な経費だと思いませんか。決済もわざわざ秦荘庁舎までもらいにいかなくてはならない。逆に、また秦荘庁舎から愛知川庁舎に来るとい、そういう無駄なことを今されていると思うのです。教育委員会は1本でよろしいですよ。片方にはいろいろな福祉部門があるし、また農林部門もある。こっちにはバラバラ、だから本庁方式の方がどうなんですかと私は聞いているわけなんです。そういう考えがあるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 議員申されるように、本庁方式についても、十分メ

リットがあるということは私も承知しております。ただ、このことの検討につきましては非常に大きな問題でございますので、ちょっと改めて議論するような形で、今この時点で私の方向とかいう形の意見を言うのは差し控えていただいて、また改めのじっくり考えるという形でお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 部長、先ほど本庁方式と分庁方式のメリット・デメリットの答弁がないんですよ。本庁方式のメリットというのは、事務の効率化が図れ、市町村の誕生の印象が強いと、それがメリットです。デメリットとして一部の地域の住民のサービス低下が懸念される。新庁舎を建設すると莫大な費用がかかる。これがデメリットです。

分庁方式のメリット、既存施設の利用のため費用、改修費が少なくなるというのがメリットであります。デメリットについては各分野を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率であるということがデメリットで、合併協議会で協議されているんです。だから、私はデメリットのその部分を言うのですよ。

今なかなか部長が答えてくださいと言っても答えられないと思います。最終はたぶん町長と思うのです。ただ、そういう協議を本当に今後報告をされるかどうか、この愛知川警部交番についてですよ、そういう利活用があると。

今、現に保健センターの町民さんが来られています。ほとんどいっばいで駐車場がないわけでしょう。全然あそこも町民さんの利便性にあっていないのです。だから、あそこも解体して、こっちにどうかなと、1つの施設をまとめていただいたら、いいのではないのかと。

これは今すぐのなかなか協議をして、本庁だ、分庁とできないと思いますけれども、今後そういう考えがあるのか、それを聞いて1問目の質問を終えたいと思います。どちらでもいいですよ、最後は町長に聞きます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 以前、この問題につきましては、質疑の中で一定愛荘町が1つの町としてのまとまりというか、そういう形で町民の意識が醸成できた段階でそういうことも考えていくべきということで答弁があったように記憶しております。

今本田議員が申されたことにつきましては、合併してから9年目ということで、貴

重な意見という形でお伺いしまして、これからどういう場でそういうことを検討していくか、その辺をこれからちょっと早急に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉岡あみ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） それでは、2点目の愛荘町自治基本条例についてお伺いをいたします。

平成25年6月10日の定例議会にて、自治基本条例は起立多数で可決され、平成25年7月1日から施行されております。自治基本条例とは、愛荘町のまちづくりをどのような考え方なのか、その考え方を実現するためには、どのようなシステムが必要なのか、町政運営の主体である町民・議会・行政それぞれがどのような役割を担うべきなのか、愛荘町のまちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたもので、自治体の憲法と言われるものであります。

施行されて1年が経過をしておりますが、今日までの精査および問題点などはなかったのか、お伺いをいたします。

○議長（吉岡あみ子君） ここで本日の会議は議事の都合によりまして、あらかじめ延長を行いますので、よろしくお願ひいたします。

総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、本田議員ご質問のうち、2点目の愛荘町自治基本条例施行後、1年を経過して、今日までの精査および問題点についてお答えいたします。

愛荘町自治基本条例については、平成25年6月議会に議決をいただき、平成25年7月1日から施行いたしましたところです。まず、自治基本条例および条文の解説を町民の皆さまに知っていただくために、町広報紙あいしょうカラー版平成25年8月号から平成26年3月号まで掲載を行ったところです。

さらに、愛荘町自治基本条例の施行を機に、住民活動相互の連携や行政との協働を実践されている様々な事例報告や提案などを通じて、住民が今後のまちづくりにどのように取り組んでいくかを考えていくきっかけとして、平成25年11月19日に第1回まちづくりシンポジウムを開催いたしましたところでございます。

自治基本条例に規定されている愛荘町自治基本条例推進委員会につきましては、こ

の条例を実効性のあるものとするために、条例に基づく活動等を検証評価する組織として設置するものです。推進委員会は、定期的に運営状況の検証評価等を行うほか、自主的に調査することができることとしています。さらに、この条例の改正等に関する審議を行う組織としても位置付けています。

しかしながら、推進委員会は開催できておりません。これは委員公募を行ったところですが、1回目の公募には応募者がなく、2回目に1名の応募があったところです。なお、再募集期間前に2名の応募があり、現時点では公募委員が3名となっています。公募委員が少ないからと言って、推進委員会を開催できていないことは問題ではありません。年度内には推進委員会の開催を行い、条例に基づく活動の検証評価を進めます。また、精査につきましても、できていないということがございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほど自治基本条例についての今日までの経過説明ならびに推進委員会の設置等のできていない理由の答弁をいただきました。

まず、先ほど委員の公募状況でございますが、平成26年の2月3日から2月28日までを公募されたら「なし」ということだったと思います。そして、平成26年6月9日から6月23日までは期間中の応募者は1名であったと、再募集期間前に2名の応募希望者があり、再応募対象者として受け付けをされたと、現在公募委員は3名であるということだったと思いますが、その規則の中で第2条第3項、町長は前項第2項の2号における委員の選任にあたっては、公募の方法によるように努め、募集によるものがなかった場合は、町が指定する事業者等から推薦されたものを委嘱するものとあるが、それもできていないのが現状ではないかと思いますが、その点について見解を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 公募委員は3名ということで、他の関係ですね、学識経験者であるとか、自治会、企業等につきまして、公募委員3名、固まったところでございますので、ほかの委員につきましては案という形で、これから調整を進めようと、特に企業からお願いするのでしたら、企業に出向きましてお願いもする必もがございますので、その辺につきまして調整を進めようとしていたところでございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 「愛荘町自治基本条例推進委員会を募集します」というような部分をいただきました。先ほど私が言った2月3日から2月28日までの応募期間で、このようなのを町の方が出されたと思います。その内容を見ておりますと、基本条例の実効性を確立するための推進体制として、愛荘町自治基本条例推進委員会を設置すると、推進委員会はまちづくりに関する施策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整理等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を提案し、社会情勢に適した運営となるよう是正等を求めることはできると、また愛荘町の自治基本条例の運用に関し、関係者の意見、聴取等の調査を行い、町長に意見を提出することができる。住民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりが可能なものとなるよう、皆さんからご意見をいただくために委員を募集をするということで募集をされております。

そして、さっきも言いましたけれども、基本条例の推進委員会の規則ができています。できておりながら、先ほど年度内には立ち上げができるのではないかという答弁だったと思いますが、まだ3人しかおられないのに、本当にこの推進委員会の文言を見ておいても、大変重要な部分ではないのかなと思っております。推進委員会の規則の中でも12名以内という部分があったと思うのですが、その辺について再度、年度内では遅いのではないのかなと、もうあれこれほったらかしで、言葉悪いですけども、けっこう時間が経っている。この条例の運用も何もされていない。そんな状況で、本当に年度内にできるのか。私は疑念を持ちます。やる気があれば、もっと早く、この質問が出るまでに、私は推進委員会の設置をされてきたと思うので、再度その点について答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） お答えをいたします。本田議員、ご指摘のとおりでございます。委員公募をしても応募がなかったということで、それではいかんということで、当然担当の方にも指示いたしまして、調整をしてきたところでございますが、結果として、現時点まで委員会はできていないというのは事実でございます。これも指摘のとおりでございます。

昨年の7月に条例が施行されてから、できていないというのは事実なんですけれども、やはりこれは自治基本条例そのものを、やっぱりしっかりと取り組んでいく必要

もごさいます。担当の方に取り組みについて指示をしているところでごさいます、年度内には3月までには、委員会の方を実施をさせていただきたいというふうに考えております。委員会を開かなかつたら何もできないわけでありまので、その辺についてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今ほど総務部長の方から3月までには設置をされると、まあまあ議場です、嘘はないと思うのですが、3月までといつても、もっと早くせんとね、この条例が1年以上経過しているわけです。条例の上程をされるまでには、全員協議会の中で、皆さんでいろいろと協議をされてきた、いろいろなことを、文言の説明とか、けれども、やる気があれば、もっと早くできるのです。

私は推進委員会を1月いっぱいでもしてほしい、でないといつにも運用されていなかったら、何の意味の条例かなと。いっぱい見ておると、立派なことが1章から12章まで書いています。何もそんな運用されていないなら、いらぬですよ、本当に。だから、早くしてくださいと、まあまあ3月になったら3月までしかできない事情あると思うので、私は3月にはこだわりませんが、早急に1月いっぱいなら1月いっぱいに今私が言ったように、いろいろな事業者等の分があるわけでしょう。そこから選んでもらってやろうと、再度いつ募集するのかわかりませんよ、3月にしようと思つたら、もう募集しないとあかんわけでしょう。それなら、いつ募集をされるのか、それについてお聞きしたいと思つます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 企業につきましては、内部調整です、直接お願いに行こうということを考えております。学識経験者につきましても直接お願いをしようというふうに考えております。

本田議員おっしゃるように、3月は年度末でもごさいますので、できる限り早期開催をいたしたいとそういうふうに思つますし、1回目を開催することによって、2回目、3回目といった形の道筋もできますので、それはしっかりと取り組んでまいりたいと、ただ恐縮ですが、じゃあ1月中にということ、なかなか言えない部分があつて恐縮なんですけれども、しっかりと取り組みはしていきたいというふうに思つますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今の部長の話は前向きな答弁だと思います。やる気があるのかなという部分で理解をいたします。

しかし、これは事実の話をお聞かせいただきます。町民さんからこのような話をお聞きしました。「早く推進委員会の設置をしてください」と、役場に電話を3回ほどされた。された方がおられるんです、ちゃんと。その回答が、1つ目として「ほかのいろいろなやらなければならないことがあり、できていない」と、次2回目、「忙しいからできない」、3回目は「女性の応募者がいなかったのでできない」というように、回答をされたとお聞きしております。

住民さんが、「早く推進委員会を立ち上げてください」と言っているのにもかかわらず、そのような回答をする職員がいますよ。総務課の職員さんですよ、名前は言いません。はっきり言いますが、あなたの部下です。そのようなことを言っている職員が本当に、部長と職員の温度差があるわけです。本当にできると思いますか。こんなことを言っている職員がおるんですよ、現に。だから、やる気があるんですかと聞いているんですよ。部長がやる気があっても下がついでこないと来ないと一緒でしょう。それも町民さんですよ、そういうふうには言っているのは。もっと部下を何とかしてもらわないと、これはできないと思います。

今3月やと言っていますけれども、女性の方を公募するわけでしょう。本当にできますか。学識経験者やら、いろいろ名前今上がってきました。その辺について、私の理解のできる答弁を求めます。

○議長（吉岡ゑみ子君） 総務部長。

○総務部長（中村治史君） 今、本田議員からお聞きしましたそんな言い訳はあつてはならないと思います。まさしく議員ご指摘のとおりであると思います。

自治基本条例というのは、一番根幹になる部分であります。当然これ取り組むべきであります。忙しいとか、そういった言い訳は、まったく通用しないと思います。指導を徹底いたします。以上です。

○議長（吉岡ゑみ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 今の部長の話では徹底するということでございますが、私が言いたいのは仕事が忙しいからとか、そんな理由じゃないんです。ほかのやらなければならないことがあるとか、そんな言い訳はいいんです。もっと前向きな回答を、町民さんがわざわざ電話を3回もして「早くしてくださいね」と言って、もっと真摯な

対応をしていただきたいというのを私は思っているのです。

仕事にも優先順位があると思います。何が優先順位かというのが、この職員はわかっておられない。部長がすぐするんだったら、もうこれ終わってから早くしなさいと。努力は全然見られないんですよ。そうして、汗をかくというのは全然見えて来ない、この推進委員会を立ち上げるということに関しての職員の。

私が任されたら、もっと汗もかきますよ。やっぱり町民さんにそんなこと言われるのだったら早いことしなければいけないんだということで、何も努力もしない、汗もかいていない、そして、職員の危機感は何もない。それが現実なんですよ、今。

だから今聞いているだけであって、もう一度確認いたします。たまたま総務課の職員を私は言っておりますが、全体の部分でなると、今後どういう形で推進委員会を設置していくかわかりませんが、再度、指導また教育について答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 私からご答弁を申し上げます。

今本田議員のご指摘につきましては、聞きまして哑然としているような状況でございます。他にやらなければならないことがあるからできない、忙しいからできない、女性の応募者がなかったからできないというのは、もってのほかやというように私も思っております。まったく遺憾に存じております。

女性の応募者がなかったからというのは1本釣りをしようとするれば、なんぼでもできるわけですし、議員ご指摘のとおり、やろうと思えばやれる状況やったというようには認識いたしております。ですから、やってくれるのは総務課ですので、私がしますよということはいえませんが、早い時期に、いわゆる人選をやりまして、早い時期に皆さん方に応募状況あるいは推進委員会をのメンバーを発表できるような形で進めさせていただきたいというように思います。

自治基本条例もご案内のとおり、6月7日、昨年の6月7日に議決いただいてから施行されておりますので、自治基本条例自身は条例規則あるいは要項等の上位になる条例でございますので、もう既に動いていると、ただ、そのチェック機能と言いますか、運営状況を把握すべく推進委員会が設置できていないということで、誠に遺憾には存じておりますし、申し訳なく思っておるんですけれども、なるべく早くそれにつきましては処理をさせていただくということで、ご理解をいただきたいなというように思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 最後になりますが、いろいろ町長も答弁もいただきました。遺憾であるということもお聞きしておりますが、ただ愛荘町基本条例については、愛荘町の最高機関の憲法みたいなものですよね。それがチェック機能が全然できていないということもわかっていると思うのですが、本当ですね、これは住民の主体となっていく進んでいくまちづくりのための私は条例だと思っているんですよ。立派なものがあったなど。やはりそれに対して、やはり町民さん、住民さんもそれを利用しながら、いろいろなためにまちづくりでも頑張っていきたいというたくさんの住民さんがおられると思います。

だから、そのために推進委員会を、早急に設置をして願いたいと言っているので、再度、愛荘町にとっての自治基本条例とは、考え方です。どういうものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。自治基本条例自身、ご案内のとおり、先ほど申しましたように、一番上位な条例でございます。総合計画よりは上位に位置づけされる条例でございます。やはりこれに基づいて各種の計画が動いているということでございます。

いわゆる自治基本条例が原本になっているということは歪めない事実でございますので、事実もう既にこれは動いておりますので、これに基づきまして、すべて仕事が動いているという認識に立っておりますので、ご指摘の愛荘町自治基本条例推進委員会につきましては、とにかく早い時期に立ちあげさせていただいて、今日までのチェックと言いますか、その内容を委員さんにまた把握もしていただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会すること

に決定しました。

再開は明日12月5日9時から本会議を開きますので、本日はこれで延会いたします。大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

延会 午後5時02分